

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和三十九年四月九日(木曜日)

午前十時五十三分開会

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

委員の異動

四月八日

補欠選任

小平 芳平君 牛田 寛君

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君

理事

梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
渡辺 勘吉君
北條 篤八君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
北口 龍徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
山崎 齊君
小宮市太郎君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君

政府委員

農林政務次官

農林省農林
経済局長

農林省農政局長

松野 孝一君

松岡 亮君

昌谷 孝君

本日の会議に付した案件

○農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

委員の異動について御報告いたします。

四月八日付をもって委員小平君が辞任され、その補欠として牛田君が委員に選任されました。

○委員長(青田源太郎君) 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は発言を願います。

○安田敏雄君 局長にお尋ねします。今度の改正法案が昭和二十七年で、法律第三百五十五号で制定されたとして、今回初めての改正ですか、これは。

○政府委員(松岡亮君) 初めてではありません。ほとんど毎年改正をやっております。

○安田敏雄君 そこでお尋ねします。役員ですが、役員のいまの構成及び職員の数はどのくらいになっていま

○政府委員(松岡亮君) 役員は九名でございまして。そのうち総裁が一名、副総裁が一名、理事が五名、監事が二名でございまして。それから職員は七百五十三名となっております。

○安田敏雄君 当初、出発したときには、総裁、副総裁が一名ずつ、理事は四名だったですね。五名になったのはいつごろですか。

○政府委員(松岡亮君) 当初は副総裁はたしかなかったかと思ひます。理事が四名でございまして。理事一名が増員になりましたのは三十六年の改正でございまして。副総裁もその際に改正したのでございまして。

○安田敏雄君 副総裁は三十六年ですか。

○政府委員(松岡亮君) 三十六年で

○安田敏雄君 職員は当初五百四十名ぐらいたろうと思ひますが、その後七百五十三名になった経過の中で、毎年どのくらいふえていますか。

○政府委員(松岡亮君) 毎年若干ずつ増員いたしております。ちよつといま手元に毎年の増員の数は持っております。

○安田敏雄君 あとでいいです。そうしますと、職員は当初から見ると二百十名ばかりふえている、こういうことではないですか。

○政府委員(松岡亮君) いま手元にありますのは実員でございまして、定員でなくて。これは二十八年度末が、職

員の数が百二十四名でございまして、三十七年度末が六百十一名で、たしか三十八年度末の最近の状況が七百名ばかりになっております。

○安田敏雄君 職員の数が当初は五百四十名ぐらいたったですね。

○政府委員(松岡亮君) いま申し上げましたように、百名を若干上回る程度です。

○安田敏雄君 当時ですか。

○政府委員(松岡亮君) そうでござい

○安田敏雄君 私の調べですと、昭和三十五年ですか、そのくらのとき

に、職員が五百四十三名、現在七百五十三名という、その当時から三年間に二百十名ふえているわけですね。この採用は総裁の責任でもろん行なう

ののだが、それはあらかじめ農林省当局のあなただけに、そういうこととの連絡というのですか、事後承認というのか、あらかじめ打ち合わせをして行なうことになっているわけですか。

○政府委員(松岡亮君) 定員の増加に要することはもちろんでございまして、実際に採用する場合に、だれを採用するか、あるいは本年の卒業生を何名採用するかどうか、これは一々承認を受けずに、総裁限りで決定されるわけではございません。報告はござい

○安田敏雄君 これは職員の定員数というものはきまっていますのですか。

○政府委員(松岡亮君) 予算上の定員がございまして。

○安田敏雄君 それは何名ですか。

○政府委員(松岡亮君) 先ほど申し上げましたように、三十九年度におきましては七百五十三名でございまして。

○安田敏雄君 三十八年度は。

○政府委員(松岡亮君) 三十八年度の定員は七百五十五名でございまして。

○安田敏雄君 その前は、三十七年度は。

○政府委員(松岡亮君) 三十七年度は六百二十三名でございまして。

○安田敏雄君 三十五年度の五百四十三名……

○政府委員(松岡亮君) ちよつと三十五年年度の数は確認いたしかねますが、あとで調査いたしますが、実員としては五百二十九名おりますが、大体定員は五百四十三名ぐらゐの数字ではないかと思ひます。

○安田敏雄君 この定員は農林省できめるというのだが、毎年かなりの、五十名以上のこの四年間増員をしておるわけですね。そういう増員ももちろん必要があるのだからうけれども、その定員を毎年わずかに千名足らずのところを、五十名ずつ始終ふえていくという、そういうような問題はたして妥当かどうか、こういうことが出てくるわけですね。一般のよそを見ますとふえ方が激しいのです。そうすると、その激しい原因は一体どこにあるのか、業務量が多いという問題もあるだろうし、ふえるという問題もあるだろうが、いわばこういう公庫関係などは給与の待遇がいい。したがって、本省のほうへ入りたがらないで、そちらの

ほうへ志願する。こういうような問題も考えられるわけなんです。ですから、定員を毎年々々こういうようにふやすだけ業務量が激しくなっているのか、そういう点についての経過を聞きたいと思うわけなんです。

○政府委員(松岡亮君) 業務量の増加は非常に多いわけでございます。具体的に数字をもつて申し上げますと、三十六年度は融資額として六百億でございます。それが三十七年度におきましては七百十億、二割近くの増加でございます。それから三十八年度におきましては八百七十億、二割以上の増加になっておるわけでございます。さらに、三十九年度は二百億の増加で千七十億になるわけでございます。最近において、特に年々の業務量の増加は著しいものがございます。そのほかに、増員を要する事情としてはいろいろございます。貸し付けの件数が非常に増加してまいります。これは一件当たりの貸し付け金額の小さなもので、個人に貸すようなものが非常にふえてあることでございます。従来は、近代化資金に移りました共同利用施設というようなものが相当多かったわけでございますので、農協に貸し付け、団体に貸し付けというふうなものが多かったわけでございますが、最近では、土地取得資金、自作農維持資金、一件当たり二十万とか三十万で、各農家に貸し付けていくというふうな資金が非常にふえてまいりました。それから同じ土地改良の中でも、非補助小圃地の土地改良というふうな小規模の土地改良、貸し付け金額は比較的少ないが、件数が非常にふえる、こういう実情にあるわけがあります。そう

いった関係で貸し付けの業務においても非常な増加をいたしておりますし、貸し付け後における債権の管理、回収の業務もまた非常にこれは一そう困難化する、事務量としてもふえておる、こういうのが実情であります。

○安田敏雄君 七百五十三名の職員はこれは支店を含めてですか。

○政府委員(松岡亮君) そのとおりでございます。

○安田敏雄君 そこで、職員の給与ベースといえますか、それは本省関係とは平均どのくらい違うのですか。

○政府委員(松岡亮君) 農林省と比較いたしますと、大体給与の平均水準としまして二割くらいの差があると思えます。

○安田敏雄君 どちらがいいんですか。

○政府委員(松岡亮君) 農林公庫のほうがいいのであります。

○安田敏雄君 私は与党側のある議員に聞いたんだが、農林省でせっかく農林省の関係のほうへ、養成のために、公庫あたりの金融関係の仕事も知っておらなければならぬというので、一時そういうところへ養成関係で見習いにやったりと、いざ採用するときにやりますという、本省のほうに給与ベースが低いので、公庫のほうへみんな行ってしまう。こういうことがしばしばあるというお話を聞いたんです。が、こういう問題について局長はどういうふうにお考えですか、この点は。政務次官、そういうようなことがありますが、今後農林省当局へは優秀な人が入ってこないというそういうことも出てくるわけなんです。したがって、農政に影響することは非常に大きいわけ

けなんですけれども、どういうふうにお考えですか。どちらでもいいです。

○政府委員(松岡亮君) その点につきまして、ちょっと最初に事務的なことを申し上げますが、農林省の人事当局が採用する際に、一番最近痛感しておりますのは、確かに事務系統の法学士にしまして、技術系統の農学士あるいは林学の人にはいたしまして、最近なかなか昔のようにうまく採用ができていないというところは痛感しております。しかし、これは何も農林公庫だけの問題でなくて、一般に非常に好況の産業が相当ございますので、従来農業経済を出た人などは、農林省と、府県の県庁というのが重要な就職先であったわけでございますが、そのほかに、最近では証券業などに至るまで、あるいは一般の金融業に至るまで、農業経済出身の人が採用されるというふうな状態にまでなっております。これはいいか悪いかというところよりも、やはりそれぞれの人に対しては非常に雇用の機会がふえておりますので、それだけを見れば非常にけっこうなことじゃないかと思えますが、農林省当局としては豊富な人材の中から優秀な人を探りたいわけでございます。その点は多少困っておりますけれども、特に農林公庫に優先して採られるというところは、いまそう感じていないのでございます。

○安田敏雄君 最近の雇用状態の中で、農林省の給与関係が非常に低いから優秀な人材を集めることに骨が折れる、こういうお答えがあったわけですね。これは政務次官どう思いますか。農林省に給与が低いために優秀な人材が集めにくいという答弁が局長からあつたわけですよ。そうすると、これは農林省の、公務員全体の問題かもわからぬが、非常にこれは憂慮すべき事態なんですね。そうすると、政府当局としても、これらの待遇問題については相当深甚な考慮を払わなければならない。ただ考慮を払うだけでなくて、具体的な初任給の問題を考えると、ベースアップの問題を考えると、責任になるわけですよ。そういう点について政府当局としてはどういうふうに、政務次官は考えられておりますか。

○政府委員(松野孝一君) 民間給与が比較的高くて、官庁のほうに……公庫もいま局長のお話によると二割方高いというお話であります。つきましては、官庁方面、公庫に限ったわけではなくとも、公庫あるいは民間給与と比較してよくない。ことに技術関係は相当採用に苦勞しておる状況であると聞いております。これらについては、毎年人事院において調査して、勧告を受けておるのではありませんが、われわれも十分この点は検討していかなければならない問題かと思っております。

○安田敏雄君 検討では済まされない問題だろうと思うのです。少なくとも本省よりも公庫のほうに二割方平均して給与関係がいい、こういうことであります。なるほど業務量もふえるかも知れないが、最近の複雑な経済の中では、特に政府が農業基本法以来、農業構造改善事業を中心に、諸般の近代化のための農業を推進しているときに、したがって、本省でも相当人がほしいわけ

です。本省のふえ方よりもおそれく公庫の人員増加が多い。公庫もなるほど業務が非常に多岐にわたって人手も要るだろう、しかし、本省もそのとおりだろうと思う。そういうことになって、本省のほうはそういうことから考えると、公庫の人員増加が多い。七百名程度のところ毎年五十名以上ふえていくわけですね。これはふえ方が多いですよ、本省から見ますと。そうすると、やはり業務量の問題はさることながら、これは当然ふえるのはあたりまえですが、しかし、やはり給与が二割方いいというところに、どうせ入るならそちらのほうがいいじゃないかと思うのです。これは政府はこんなこととやっていたのでは将来たいへんです。特にこの点は今後深い考慮を払って具体的な対策を打ち出すことが私は必要ではないかというふうに考えておりますが、その点どうですか。

○政府委員(松野孝一君) いま直ちに、そういう農林省のほうに人員採用に支障を来しているかどうか私ははっきりわかりませんが、至急検討いたしまして、これは適当な対策を考えていきたいと思います。

○安田敏雄君 先ほど局長の御答弁では非常に憂慮される状態に至っている、雇用問題については。したがって、そういう答弁があつたわけですね。ですから、政務次官としては、検討というふうなきわめて消極的なことではなくて、もう政府の答弁はいつでも検討に終わるのですよ。そういう見当違いのことではなくて、やはり善処するというようなことではないと、われわれ

としてはちょっと納得ができないです
よ。どうですか。

○政府委員(松野孝一君) これは農林省だけの問題ではない。ことに技術が特に重要な部門になっている建設省とか、あるいは通産省とか、それらの問題とも非常にこれは密接な関連があるものと思ひますので、いま御指摘の点をもとにして至急検討して善処したいと思つております。

○安田敏雄君 まあその点はおきまして、それから局長にお尋ねしますが、支店は現在、私の知っておるのは八つですか、札幌、仙台、金沢、名古屋、京都、岡山、高松、福岡、それ以外に増加しておるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 支店は現在までは十ございまして、三十九年度に一カ所増加する予定でございます。いま御指摘の中で漏れたのは東京が漏れたかと思ひます。それから熊本が漏れておると思ひます。そのほかに新しく関東信越支店というものを一カ所設ける予定でございます。

○安田敏雄君 関東はどこですか。

○政府委員(松岡亮君) 関東は東京に置きますが、現在東京の支店の管轄区域が非常に広いのでございまして、それで管轄を二つに分けて仕事をやらせるということにしたいと思つております。

○安田敏雄君 それじゃよろしうございします。そこでまあ十の支店——新しく十二になるわけですが、本店を含めて、この中で、たとえば総裁とか、副総裁とか、理事とか、また監事を含めて、こういうような役員の中で、就任に当たって金融の経験のある人は何名ぐらいあるのですか、数は。

○政府委員(松岡亮君) 大体三分の二ぐらいは直接金融の業務あるいは行政にタッチした経験がある人でございします。

○安田敏雄君 民間出身の人ほどのぐらいいいますか、役員の中で。

○政府委員(松岡亮君) 農林中金等から入つておる人がおります。

○安田敏雄君 民間はいないのですか。

○政府委員(松岡亮君) 民間としましては、農林中金それから前には勧銀からの出身者もおつたのでございします。

○安田敏雄君 それから一般に言つて、特に純粋な民間ですね。いわば金を借りる立場の、非常に苦勞した人という人はいないのですか。

○政府委員(松岡亮君) そういう人は入つておりませんが、しかし、直接に、公庫の貸し付け業務は受託金融機関が行ないますので、信連とか、あるいはものによつてはさらに信連の事務の委託を受けて農協がやるわけでございます。末端で借り受ける側に直接触れる窓口になる人々は、そういう人々は多いわけでございます。

○安田敏雄君 まあ私、こんな愚問をするのは、公社、公団が発足の当時は、いわばどうも官庁でものごとを、公共事業にいたしまして、その他の関連する事業にいたしまして、これを推進するときには非常に能率が悪い、こういうことで、公社、公団ですね、もちろん公庫も含まれるのです、趣旨としては、そこで、これはできるだけ公社、公団をつくつて、そして民間人を登用して、それで能率的に運営をしていくのだ、あわせて経費の節約も含めまして、そうしてやっていくの

だ、そういうことで発足したわけで、

ところが、その後、公社、公団、公庫はみんな官庁の相当の局長級以上のような人たちが退職後に派遣されておるといふ、こういう現象は、非常に強く、これは報道関係によつて指摘されておるわけですね。したがつて、そういう立場から考えましたときには、やはり特に農林漁業金融公庫の使命というものは、日本の農業面において、比較的地方銀行だとか、その他の信用金庫だとか、こういう相互銀行というところが、きわめて困つておる人たちがこれを利用するところ、制度金融として、しかも系統資金はこれは短期資金だからなかなか借りられないのです、利息も高いし。したがつて、そういう面からいいますと、やはり金を借りた立場のような人たちが、金融の問題で苦勞して実情のわかつておる人たちが、これはやはりその役員とかというところに就任して、そしてその民主主義的ないわば金融体制を講じたりあるいは方針を立てたりするということ

でなければ、これは完全な運用はなかなかできがたいものになる。ですから、結局官庁出身者が多いから、先日どなたかの質問があったかと思ひます、非常に手続が複雑なんです。手続をしていくうちに、いやになつちゃうのです。それで三ヶ月も四ヶ月もかりますから、たとえば最近の事例のように、これはこれがまあいいだろうというところで、促成キウリをやつてみる。金がないからすぐ行つて借りるといふと、一ヶ月や二ヶ月じゃ借りられないのです。そのうち促成キウリが値下がりしちやつて、遂に諦め

ざるを得なくなる、こういうような問題があるわけなんです。特に観光地付近の農業なんというものはもうこれは一発勝負ですから、時期をおくらしただけなんですよ。そういうことを考えましたときには、やはり能率的な運営という問題、さらには、その手続の簡素化ということとは絶対に必要だ。貸すのを何か——これは末端機関へいきますと、委託のほうだつて、委託を受けたたとえば信連あたり

にいたしましたとしても、独自に決定できなから、本店の言うことを聞かなければならぬから、結局はその手続が煩瑣になつて、しかも貸すに恩義をかけた貸しているのだね。何か代償がないかというふうなことで貸してはいるわけなんです。これでは農林漁業金融公庫の本来の趣旨に反すると思ひます。ですから、そういう意味合ひにおいて、役員の中には、少しは金融の問題で御苦勞なつた、しかも借りる人の気持ちを十分わかつておる人、そういうような人たちがむしろ入るべきじゃないか。しかもこれは農業関係についての、農業行政に明るい人も必要でしょう。ですから、いたずらにお役人のおえらい方が横すべりしたり、あるいはどこかの名のある人を持ってきたりしても問題の解決ははかれぬと思ひます。こういう点は將來どういうふうに改革をしていくつもりですか。

○政府委員(松岡亮君) 非常にごもつともな点でございますが、まあ公庫がお役所風になつて能率が悪くて、あるいは不親切になるというふうなことは絶対に避けてまいらなければならぬと思ひます。それは人事面で、役職員の

面でも、採用なりあるいは人事管理の上でもよく考え、改善してまいらなければならぬ点でございますが、ただ申し上げる必要がありまします点は、農林公庫はちよつといろいろな公庫、公団の中で多少他のいろいろな機関と異なつておりますのは、設立当初は特別会計で運営しておつたのでございします。それが非常に業務がふえてまいりましたので、独立させて公庫といたしましたわけ

でございますが、その際に、貸し付けの業務、そのルーツは、既存の適当な金融機関を使つてもらつたという考え方にいたしましたので、すでに渡辺委員からも御指摘があつたわけでございますが、公庫法が成立いたしましたときの附帯決議においても、その事務所を地方に設置することについても制約があつたわけでございます。しかし、やはり業務もふえ、また貸し付け事務を促進する必要から、支店は受託金融機関と業務の重複のない範囲内でできるだけ能率化するというふうなことで、支店を設置してまいらうというふうな経緯もあるし、組織上の性格もございまして、他の公庫、公団とやや趣きを異にしておるのでございします。

それから公庫業務の、特に貸し付けがどうも円滑でなくおくれがちである、非常に迅速を要する場合に間に合わないようなおそれがあるという御指摘でございます。私どもも一番その点につきましましては留意し、また常にその改善に苦慮しておるわけでございますが、その原因の大きなものは、まず第一に、公庫の貸し付け資金のいろいろな条件なり、そういったものが非常に複雑である。最初に表で御説明いたしましたように、ものすごく複雑で

手するまでには、想像以上の時間的な経過がその間にあるわけだ。そういふ点を、たとえは監事の監査の中にあるかと思つてみたのですが、見当たらぬ。そこで、できないようなことをお願いするつもりは毛頭ございせんが、何か平均的にこの資金を四つに分けておいて、これに各都道府県から、これが借り入れ申し込み書が出てから、最終的に決定してその借り入れ申し込み者に資金がわたるまで、資金別にどれだけの日数がかかっているかという一般的な資料をまずいただけないかどうかという第一点であります。

それからいづれこの制度のあり方についてお伺いをする資料として、直貸しと、受託金融機関扱いが一五%、八五%という説明があったのであります。過去五年のそれぞれの直貸しは、どういふ資金を直貸しにしておいたのか、資金別に、五年はむずかしければ最近の三年でもけっこうですが、そういう直貸しの資金名、件数、金額、年別の。それから代理店扱いの資金名、件数、金額というふうなものを出しを願ひたい。

それから、公庫がその受託金融機関から意見書を受けて、受け付けた時点から決定通知を出すまで一体どのくらい滞留しておるかというデータを監督官庁はおとりになっておられると思うのですが、この月別の動態を見たいのであります。と申しますのは、杞憂であれば幸いでありませうけれども、私の経験をもつていいますと、かなり資金の消化は年度末に集中しておられるように考えられるわけですが、そういうときに、大量のものを完全に、その書

類の審査が十分なされておるとは考えられないふしもあるものであります。そういう判定をすることが一体正しいかどうかというために、月別に、一体この公庫が意見書を受託金融機関から受け付けて、それが決定通知に至るまで、どのくらいの間滞留されておるか。公庫の中で、それを月別にひとつ、これは過去五年なんというこじやとでもできないと思ひますが、三十七年なら三十七年の一年間についてのそういう実態というものを明らかに理解できる資料がほしいわけでありませう。

それから、この受託金融機関が約定によつて代弁済をいたしておるわけでありませうが、これは過去最新の三年間をとつて、受託金融機関別に、どれだけの約定に基づいて代弁済をしておるか、その件数、金額というものを来週の火曜の審議に間に合うようにお出しを願ひたいと思ひますが、その内容と、提出を願ひ時期について、具体的に御答弁を願ひたいわけですが。

○政府委員(松岡亮君) まず、第二の御要求の資料から申し上げますが、直貸しと代理貸しの量、割合を資金別に提出という御要求でございますが、これはできるだけきょうじゅうに提出いたしたいと思ひます。

それから第一点の日数について、どれだけの貸し付け手続きについての日数がかつたかという調査があるかという点につきましては、農林公庫が調査した結果によりますと、大体土地改良につきましては、平均しまして五〇・一日、約五十日、これは正式に申請を受理いたしましたから貸し付け決定をいたしましたまでの日数でございます。それから林業関係の資金につきま

しては五十八日間、それから漁業関係につきましては約六十六日、こうなっております。

それから第三の御要求の、まず、受託金融機関から意見書を添えて受け付けてから決定までにどれくらいの日数がかつたかということについて、これは三十七年度だけを取り上げまして月別に集計いたすことは、相当の日数を要します。件数が非常にばく大でございますから、とても来週の火曜には、今月じゅうでもちょっと無理かと思ひますので、お許しをいただきまして、ここで、その調査に基づいての日数を申し上げますと、受託金融機関から受理いたしました平均したものがございますが、土地改良につきましては、支店において九・八日、本店において七日でございます。それから林業は、支店だけで一五・二日、約十五日、それから漁業が支店段階で約二十五日、それから本店で十一日、こういうふうになつておるのでございます。

それから最後の、受託金融機関の代弁済の状況でございますが、これはきょうじゅうか、あすの朝までに提出いたします。

○渡辺勘吉君 それはもつと集約して、月別の貸し出し決定といひますか、要するに、何月に貸し出しの審査が集中するかを見たいわけですよ。大体僕は、常識的には、年度末に集中すると思つておるのだが、それがどうかというところで、三十七年度だけでいいですから、月別の消化のぐあいだね、貸し出しのその資料をいただきたい。

○政府委員(松岡亮君) 公庫が受理いたしましたから決定までの期間を、月別に、三十七年度についてさつそく提出いたします。

○安田敏雄君 そうしますと、実は毎年の貸し付け計画額に対して、申し込みの総体でいいのですが、申し込みの総数と金額ですね。これはどちらが平均して背が高いですか、多くなつておるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 大体におきましては、従来は受理した額のほうが大きかつたわけでございます。しかしながら、この二、三年は貸し付け計画額が非常に大きくなつておりますので、必ずしもそこまでは行っていない場合がございませう。やや下回つておる。

で、特に資金によつては、最近停滞ぎみのものがございますので、そういうものもあつまして、そういう結果が出ております。

それから、貸し付け計画額につきましては、一応年度当初の計画におきまして、予備費を見ても、予備費はこれほどもちろん災害あるいはそのほかのやむを得ないときに引き当てるわけでございますが、災害の多寡によつて若干の違ひがあるわけでございます。三十八年度は施設災害が比較的少なかったために、予備費の使用がほとんど要らないというふうな状況でございます。

○安田敏雄君 この貸し付け申し込みをした者の申請書類というものが、貸し付け決定をした者も、あるいは貸し付け決定のでき得なかつた者もみんな申し込みの金額というものは本店に集約されるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 最終的に本店ですべて集計いたしております。ただ申し込みというものはかなり末端で審査を受けておりますので、その段階で

ふるい落とされたものがございませうが、実態とはやや開きがございませうが、公庫が少なくとも支店において受理したものを、それから決定したもの、これはすべて集計されております。

○安田敏雄君 末端の農村にいきますと、実際のことをいふと、こういう公庫の金を借りられるのは比較的富裕層が多いのですよ。それで中農、貧農になると全然これは手がかりがない。しかもそういうのを救済しておるのは何かというところ、いなかへ行きますと、政治的な恩恵——恩恵というのか、政治的な圧力に常に屈するやうな形の中で、そして金融をお世話になつておるわけですよ。非常に不明朗だ。中農でもか

なりの、金を借りなくてもやつていけるやうな人が——何も政治的に考えておられないやうな人には借りられないのですよ。そういう事例があるのです。ですから、農林漁業金融公庫の金が、末端のほんとうの山のほうへ行きまといふと、何か政治屋に頼まないといふ借りられないというやうな風潮がある。こういう点はたしかに宣伝が足りておらないですね。だから最近全購連あたりがテレビでよく宣伝しますが、十二チャンネルも新しくできるので、何かこういうやうなもので、手続は簡単だよ、あるいは金も借りられるのだよ、こういうことをもう少し宣伝したらどうですか。これは不明朗なんですよ。どこかの県会議員さんか、代議士さんか、市会議員さんかにおすがりしなかつたら借りられないというのだらう。これはそんな金融公庫だったら政府機関の金融公庫じゃない。そういう事例がたくさんあります。しかもそういう人たちが口をききますと、末端

の農協でも、出先機関でもこれは貸してくれるのですよ。不明朗なんです。こういう点を改めない限りにおいては、多少の手續の簡素化をしたらって意味がない。広く金融の対象にならないと私は思うわけです。そこら辺のところは勇断をふるって断固としてやるべきである。むしろそういう政治屋は断わるようにしなければ、一般の農林金融の役割をしないわけです。そこら辺のところは十分考えてやってもいいと思うのですがね。とてもあんなもの借りられないだろうという人が借りて、当然と思われる人で借りられない人もあるわけです。そういう事例はたくさんあるのです。そこら辺のところはひとつ勇断を持ってやっていかなければならぬだろうと思うのです。ひとつ事務次官にその点のお考えを……。

○政府委員(松野孝一君) 全くごもっともであります。が、そういう政治屋が入って、政治屋に頼まなければ借りられないというのははなはだ遺憾だと思います。それはあるいはお話のごとくPRが足りないという点もあると思います。それはさうそう金融公庫のほうを呼んで、よくそのPRの問題について十分話をして、あなたの御指摘のような説明をいたしたいと思っております。

○安田敏雄君 局長、これは末端の一農民が申し込んだときに、その書類が決定をされない書類でも本庁へ上げなければ、絶対、国内の総体の農民がどのくらい金融に対して渴望しておるかというところがわからないでしょう。末端で話し合っただけで、もうおまえだめだからといって、どんどん消え

ちゃって統計に出てこないものがあるが、やはりそういうためなものでも一応書類化して、そして書類を、借りられないものでも上へ上げてこないこと、一体公庫の金が十分であるかどうかというところが的確にはわかりかねるわけですよ。したがって、そういう点も今後やはり統計資料として私は十分重要な参考資料になると思うので、そういう点もあわせて、ただ話し合いの中でおまえだめだ、代行機関がそういうこととでなくて、そういうものを書類化して、それを統計へ乗せていくということとでないと、何か資金量だけふやせば農林金融は資金的には全部いいのだ、こういう誤った考え方になってしまふんじゃないかというようにおそれるわけですね。その点もひとつ今後特に配慮したい、こういうふうに思われるのでございます。

○政府委員(松岡亮君) 確かにそうでございます。農林公庫に上がったものだけで需要を判断するというわけにはまいらぬと思います。ですが、すべて、申請のありましたものを全部上げるというわけにもまいらぬと思ひます。できるだけ実態を把握するように努力いたしたいと思ひます。

○安田敏雄君 今度は金融公庫の一部改正法案が手続上も、金融の面からも非常に交通整理せられました、あるいは簡素化せられました。これは一つの大きな前進だろうと思ひます。これは局長、政務次官等の御熱意のしからしめるところだろうとこういうふうにお思ひますが、そこで、資料の中でも近代化資金の問題の資料が出ておりますがね、実はこの間新聞に、近代化資金、これはあなたの局長の關係です

が、近代化資金が七十億円も余っている、こういう新聞記事が出ていゝのです。がね、これは事実であるかどうか、そういう点を——私読んでみましようか、新聞を。実はこれは四月三日の「読売」ですよ。「農林省が三日まとめたところによると、農林漁業経営構造改善資金の貸し付け予定額三百億円を……に消化しきれなかった。この資金は農林行政の一枚看板である構造改善事業を、金融面からバックアップするものとしてスタートしたばかりである。国庫出資を中心に、低利(年三分五厘—六分五厘)で借りられるのが魅力だが、貸し付けの決まったのは三月十五日現在で予定額の五三・七%の百六十一億円。最終的には二百三十億円ほどにはなりそうだがそれがそれでも七十億円には借り手がつかない勘定だ。あ

まった金は別の貸し付け用途に転用して、帳じりだけは合せていたが、農林省にとつては全国的に高まっている構造改善事業の指定返上につぐ、第二の黒星である。資金があつた理由の一つに実情無視の融資基準があげられていゝ。たとえば酪農家が借りる場合の基準をみると、乳牛頭数六—八頭、飼料自給率六五%以上といった、きびしい制限がある。これでは現実には借りられる農家はごく限られてくる。そのため酪農部門の貸し付け額は予定(三十億円)の二割にも達しない実情である。しかも借りた農家でも、実際には政府の決めた基準を守っていない場合がかなりあるといわれる。一方では自己資金を預けて、逆に国の低利資金を借りていゝ農家もあるという。自慢の低利資金であつても官僚の作文(融資基準)を押しつけるだけでは効果はあ

げにくいといういい例だろう。ところ書いてあるのです。これは非常に重大なことですね。

○政府委員(松岡亮君) 読んでいただきましてわかりました。それは近代化資金ではなくて、昨年公庫法を改正しまして、新しく設けられました農林漁業経営構造改善資金でございます。確かにこれはおくれたのであります。と申しますのは、新しく設けられました制度でございますので、その後、政令あるいは告示を定め、公布されましたから、さらに業務方法書を改正しまして、県の説明会、金融機関の説明会等にかかりの口数を要したわけでありまして、それで夏ごろようやく末端までおりてまいりました。

それから資金の制当があるわけでございますが、それも夏から秋の初めにかけて行なわれたようなわけでございます。だいが急いだわけでございますが、農業関係のいろいろな新しい制度は、末端までおりますにはどうしてもそのぐらゐの時間がかかるわけでございます。その結果、最初のうちなかなか、かなりこれもめんどろな資金でございます。いままでの、申請が出てまいりなかつたわけでありまして、だんだんしり上がりにふえてまいりまして、特に二月—三月、御指摘のように年度末に至つて非常に出てまいっております。その記事にございまして、三月十五日以降においても相当のものが出てまいっております。現在集計中でございますが、新聞記事にありまうように、なかなか三百億の金額というわけにはまいらぬと思ひますけれども、相当程度までの貸し付け決定になつていゝと思ひます。ただ、特にお話のありました構造改善

関係の資金につきましては、そういった事情で、これは構造改善事業自身の認定の事務の關係もあつて、地区の指定がいづつ終わるか、それからさらに融資単独事業の承認がいづつ行なわれるか、そういう関係が融資申請の時間的な問題になつてまいりますので、融資の面から選考するわけにはまいらぬわけでございます。その結果のずれが相当出ております。それと地区数が、昨年は新規地区が三百ございまして、二百二十台だったかと思ひます。が、そういうふうには減つております。と、さらに融資単独事業を行なう地区が予定よりも減つたというようなことがございまして、若干そのために予定を下回るといふことが出てまいるかと思ひます。しかし、これは最終的な集計を見まさんと、まだ正確なことは申し上げかねるわけでございます。

○安田敏雄君 近代化資金でないといふことは、この新聞にはそう書いてあつたのですが、いまの局長の説明でわかりまうが、去年構造改善推進資金として三十六億、畜産経営資金として三十億、農地取得資金として百五十億ですか、こういうふうになつて、果樹経営改善資金三十億のワケを決定するなど、合計二百億になるわけですね。これが借りられないという事由について、いま局長の説明のとおりであらうかと思ひますが、その問題は何か資金にいたしましても、ただわれわれが国会でこういうものを提示されてみると、末端へいくと、今度は借りられないのだといふでしょう。そうすると、みんなそうかいといふて飛びつくわけですか。そうすると、そこへもつてきて

が、借りられないという点も、その書類が決定をされない書類でも本庁へ上げなければ、絶対、国内の総体の農民がどのくらい金融に対して渴望しておるかというところがわからないでしょう。末端で話し合っただけで、もうおまえだめだからといって、どんどん消え

が、借りられないという点も、その書類が決定をされない書類でも本庁へ上げなければ、絶対、国内の総体の農民がどのくらい金融に対して渴望しておるかというところがわからないでしょう。末端で話し合っただけで、もうおまえだめだからといって、どんどん消え

制限がある、やはり省令というか、政令というか基準があつて、いやおまえのところは五頭でなきゃだめだとか、八頭でなきゃだめだとか、こういう基準があるから借りられないです、三頭の者は、こういう点は何とかやっていたらならぬでしょう。その基準が高くと、なかなかいふ農家でもって酪農始めて、個人経営が、これはあんた、一挙にして六頭も七頭も八頭も飼えるわけなんです。御存じのように、国の政策でいくと、あの富士ヶ嶺の静岡県の開拓団、最初の入植した時分には、国有林をだまて伐採してまきにしたような非常に困つた生活をしておつた。ところが、ようやくそこで十五年營々として努力をして、やつとこ平均四、五頭ぐらゐにしかならぬ。しかもあの開拓団が一番優秀だといふことになつてゐるわけなんです。酪農では、ですから、そういうところでさえも容易でないものを、ようやくこれから何というか、ことしから百万円粗収入があるというふうな段階にまでなつてゐる、普通、それからあと農業基本法以来、選択的拡大の対象として畜産物を奨励してきて、それが一ぺんに六頭も八頭も飼えるものじゃないです。それで、そんな高い高水準の基準を設けるといふところに問題がある。これは金を貸さない、見せかけの金は用意したけれどもこれは貸さないのだ、こういうことにならざるを得ないと思ふのがね。だからそういうところの原因をもつと考へて基準を下げる、国会では法律はさつとやりま

てもらいたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(松岡亮君) ごもつともな点だと思ひます。昨年設けました畜産経営拡大資金は、従来近代化資金等で行なつてゐましたものでは、一、二頭飼ひの少数飼育が非常に多く出て、また近代化資金が系統組織から貸し出されたもので、まとまつた額、一件二百万円とか、そういうまとまつた金額の貸し付けがなかなかむづかしいといふような実情から、多頭飼養の農家に、たとえば三年後において六頭にしようといふような計画を持つ人々に貸し付けよう、セツトで、畜舎もミルク

うという記事を載せない、こういう万全の対策が金融の問題については、特に政府の資金的問題については必要だ、こういうふうに思ふわけなんです。

○政府委員(松岡亮君) 先般御質問に對しまして、コール市場等に流出するものを上げる可能性があるといふことを申し上げたわけでございます。これは引き締めの結果として、どうもコールレートは上がりますので、そういう傾向が出るわけでございますが、この間も申し上げましたように、最近においては系統の資金が非常に豊富になつておりますので、その結果として、農村にまで引き締めの影響が及ぶといふことは、金融的ないわゆるマネー・フローの面では直ちにそういう影響はないと思ひます。で、いま数字をあげました面のごときでございますが、これは御承知のごとく、これは毎年の傾向でございますけれども、食糧代金が秋に入りまして、米代金が十月ごろからどんどん政府から支払われるわけでございます。それが農林中金、信連、単協へ大量に流れてまゐるわけであり

て、その結果として、系統が十一月、十二月から一月ごろにかけて資金の最も豊富なピークに達するわけでございます。季節的にそういう時期がまゐるわけでございます。そのときには、末端からは資金の需要がない。したがつて、系統への貸し出しはどんどん低下する。逆に預金は農林中金に集まつてきて、系統からの貸し出しは減つて、系統からの預金もそのすぐふえる時期でございます。その時期には、どうしても系統外へある程度あせざるを得ない。そういう季節的規制が非常にそこに強く働く時期でございます。その結果、あげられたような数字が出てまゐるのでございま

す。

○安田敏雄君 去年改正した農業構造改善推進資金ですね。事業の、融資単独事業ですけれども、これを三分五厘にしたわけですね。その他またたくさんありますがね、こういうものの一つは貸し付け基準というものを、これを一ぺんわれわれにも教えてくれませんか。一々農林省へ行つて、この課はた

○政府委員(松岡亮君) 十分御注意をいたしまして、今後留意して心がけてまいりたいと思ひます。

○安田敏雄君 この間、梶原委員のほうから系統資金の金が系統外へはうへ出ておる、こういう質問がありまして、その際、特に金融引き締めの際段階においては系統外へ流れる公算が非常にある、こういう質問がありました。が、その際局長は、これから若干そういうことがあるだろう、こういう答弁でありました。しかし、これもやはり新聞に出ておるところでございます。昨年末の十二月の統計によると、農林中金の貸し付け資金量は五千八百七十四億円、このうち、系統へは千七百七十四億円貸し出してゐるだけで、残り四千十三億円、七十七%は系統外への貸し出しである、こういうふうに出ておるわけなんです。しかも短期のコール市場への貸し出しというのは非常に多い。こういう状態は、金融引き締めになりますと、一般の経済界がなおこの金を目当てにして、殺到と言われないまでも、相当の工作をしてくるというところ、これは見通しとしては出てくるわけなんです。そういうふうな問題についてどういふふうに考えますか。若干じゃ済ま

す。

○安田敏雄君 去年改正した農業構造改善推進資金ですね。事業の、融資単独事業ですけれども、これを三分五厘にしたわけですね。その他またたくさんありますがね、こういうものの一つは貸し付け基準というものを、これを一ぺんわれわれにも教えてくれませんか。一々農林省へ行つて、この課はた

○政府委員(松岡亮君) 十分御注意をいたしまして、今後留意して心がけてまいりたいと思ひます。

○安田敏雄君 この間、梶原委員のほうから系統資金の金が系統外へはうへ出ておる、こういう質問がありまして、その際、特に金融引き締めの際段階においては系統外へ流れる公算が非常にある、こういう質問がありました。が、その際局長は、これから若干そういうことがあるだろう、こういう答弁でありました。しかし、これもやはり新聞に出ておるところでございます。昨年末の十二月の統計によると、農林中金の貸し付け資金量は五千八百七十四億円、このうち、系統へは千七百七十四億円貸し出してゐるだけで、残り四千十三億円、七十七%は系統外への貸し出しである、こういうふうに出ておるわけなんです。しかも短期のコール市場への貸し出しというのは非常に多い。こういう状態は、金融引き締めになりますと、一般の経済界がなおこの金を目当てにして、殺到と言われないまでも、相当の工作をしてくるというところ、これは見通しとしては出てくるわけなんです。そういうふうな問題についてどういふふうに考えますか。若干じゃ済ま

す。

すが、金融引き締めが行なわれた場合には、ほかのほうの資金の拘束が起りますので、やはり系統の資金を要求する経済界の動きが活発になります。そのために、特利やあるいはコール市場に必要以上に出るというようなことがないようによく指導してまいってやるわけでございます。今後とも推移によりましては、その辺についてはやはり打つべき手は打たなきゃならぬと考えております。

○安田敏雄君 まあそういういま説明のあったような事情によって預金が多いから、系統外へ貸さざるを得ない、こういうようなことでございまして。そのことはよくわかります。しかし、それは日本の経済が平常化のときにはそういう問題も考えられます。しかし、いま国際収支の赤字を理由にして、政府は金融の引き締めをやっているわけで、窓口規制から、量的な資金の規制から、それからさらに公定歩合を二厘引き上げた。で、その経済の過熱を抑えて、何とか国際収支を均衡化させようという、こういうことからやっておるだろうと思うのです。その影響の問題は別です、影響が中小企業や農業に及ぶという影響のよしあしの問題は別ですが、そういうような時期に当面しておるときに、預金があるからといって、またあんな、どんな系統外へ貸し出すということがある。はたして政府としての金融の一貫したあり方かどうかという問題が出てくるわけですね。これは考え方、方針としてです。ですから、そういう点から考えますと、よいとか悪いとかということは別問題として、金融関係の衡に当たっておる局長の考え方が、従来ど

おり預金があれば放出してもいいんだというようなことであつていいのかどうか、それでは政府の金融に対する考え方というものはばらばらなんです。そこはどうですか。

○政府委員(松岡亮君) 系統へまず系統資金を十分流して、農村の資金需要を潤していくことが系統の使命でございまして、まず、それを考えてまいらなければならぬ。特に引き締めの際は、農村への、いろいろな資金の何

といひますか、集めるほうの動きも活発になりますし、それらの面に対して、系統としては十分対応していかなくてはならぬと思うのであります。したがって、何といひましても、まず、系統の組織の全体を通じて、農村の需要をまかなうということを第一義に立てまいらなければなりません。金融引き締めの結果、系統外へ流出するものを放任して、農村の需要をまかない得ないような状態にすることは、これは絶対に避けなければならぬと思うのでございまして。しかし、いまの系統の資金量は、まあそういう言い方は少し大ざっぱでございまして、非常に豊富でございまして、実際にいろいろな問題がございまして、農村で利用される資金に対しては、それはいろいろな障害があつて、需要がほんとうに発揮されないという面もあるかと思ひます。地域的な差もございまして、特に都市的な界における農協なり、信連の資金というのは非常に豊富でございまして、そういう面ではかなりの余裕金があるわけで、それで、金融引き締めの状態のときに、農村の需要に差しつかえを生じない限り、他

の、特に関連産業、これは農業なり、漁業、林業の帰趨に非常に影響の大きい産業でございまして。その方面が金融引き締めの影響を受けて沈滞するといふようなことは、これはその面から農村に影響を及ぼしてまいりますので、むしろ資金に余裕があれば、そういった農林水産業に関連する部門に対しては、余裕金をできるだけ貸してやるといふ配慮が必要になつてくると思うのでございまして。

それから系統自体の問題として、これは必ずしも引き締めとか、緩和とか、そういうことは別でございまして、内部で、農村に対する還元融資に積極的な努力が、気運が盛り上がつてまいりまして、これは説明でたしか申し上げたかと思ひますが、最近、農林中金が自主的に、国の利子補給などを受けながら、従来の系統貸し出しの一部を、さらに金利を引き下げまして、構造改善事業あるいは近代化資金の原資等に積極的に融資をやる、従来八分五厘くらいでありましたのを、八分ないし七分五厘くらいで貸し出す。大体本年度の予定は、四百億程度の資金を農村に流すということをきめておるようなことでございまして。

○安田敏雄君 それはなるほどよいこととですよ。しかし、系統外へ——信用連等の資金量が豊富だということは、結局、系統外へたくさんコール運用をするから、それだから資金量が豊富になる、こういうことになるのじゃないですか。実際の地方の農民が、われわれの知る範囲では、自分の余裕金を農協へ預けるというのは、信連へ預けるというのは、これは利息がいいから預

ける。もしこれが市中銀行や信用金庫よりも利息が安ければ市中銀行に持つていきます。そのほうが安全感が多いから。したがって、農民から預かった金については高い金利を、利息をつけなければならぬ。そのさや取りをするためには、これは系統外へさらに高利子で貸さなければならぬわけですね。そういうことを長年反復してきたからこそ資金も集まるだろうし、そして循環資金の量もふえてくるわけですね。ここに問題があろうと思うので、農民から預かったお金が農村への融資にならない、これじゃほんとうに農民金融としての役目を果たしたことになる。それは信用連とかその他の農林中金等の資金量はふえて、営業の範囲は拡大したかしらぬけれども、農民の近代化とか、そういうことのために役立っておらない。ですから、そういうような機構にあるといふところに問題があります。そういう運用しているところに問題がある。ですから、これを是正しない限りにおいては、これは系統外への融資というものをなかなか阻止することはできない。この点はですね、まあまあ大蔵省関係とも考えて、抜本的な対策をすべき時期ではないかと思うのです。不

正常です、これは。農林金融機関としては不正常的なあり方なんだ。農民から集めたお金をですね、そうしてほかのほうへ貸してやっていくというだけでは、それは多少、一分や二分程度利息がよくても、農家にとって実際のために役立っておらない。窓口が拡大したって、これではただその金融機関にあるところの団体の職員、役職員の、これはあんな、単なる運営だけに終

わつてしまふ。本来の趣旨とは逆行してしまふわけですよ。ここに問題があろうと思うわけですね。そこで、最近の金融引き締め事情にあつて、農林省のほうと、大蔵省のほうで打ち合わせたことはあるわけですか。たとえば系統外への融資ワケをどの程度にするか、総資金量でどの程度にしていくかということ。

○政府委員(松岡亮君) 大蔵省との間でまだやっております。これはそのうちやらなきゃならぬことになると思ひます。ことに、日銀との関係もありますので、おそらく近いうちに相談しなきゃならぬと思つております。まだ行なつておりません。

それから前段のほうで御指摘になりました点ですが、コール市場へ信連あたりが金を流す、あるいは系統外へ貸し付けて高く運用する。その結果、系統に資金が集まつてくる。これは正常ではないという御指摘でございまして、が、ちょっと卵が先か、鶏が先かというふうな議論になりますけれども、まあ私どもの見方としては、系統へ資金が豊富に集まつてきて、農村の需要を一応まかなつてなお余裕があるために、コールに運用する、あるいは系統外に、関連産業に運用して、できるだけこれはまあ高く運用して、農村にその利益を還元するといふ考え方、こういうふうにはまあ私もはみなしておるわけでございまして。まあこの辺は究明を要するとは思ひますけれども、やはりそう見たほうがすなおな見方ではないか。最近の、とにかく系統の資金が豊富になりましたのは、そういった金融面におけるまあいろいろな動きも多少は関係しておると思ひますが、し

かし、何といひましても、豊作が続き、米代金が上がると、農産物価格が上がつてきたということから豊作になった、それが系統へ滞留するという形をとってあるわけでございます。やはり資金が豊富になったために、その系統外への運用を行なうと、こう見たほうが私はどうもすなおだというように感じておるのでございます。

それから農村から吸い上げるばかりで、貸すほうは不活発だ、これはまあできるだけ改めて農村への貸し出しを活発にするということが必要でありますし、近代化資金制度はそのためにも設けられたわけでございますが、最近、系統が自主的にやると、四百億円の新しく低利貸し出しをやるといふこともその具体的なあらわれでございますが、もっと基本的な考へて、戦前においても実はそういう傾向があったのでございまして、一方交通的な農村の必要とする耕地整理とかあるいは負債整理のための資金というものは、産業組合系統を通して政府が預金部資金を流した。組合は貯蓄を集めると、こういうような傾向がなきにしもあらずであつたわけでありまして。どうも農業金融にはそういった傾向がどうも強くあらわれやすい。低利長期の資金というものは組合自体ではなかなか調達しない。これはもちろんいろいろな組織上の問題、コストがかかるというようにないろいろ改善すべき点はあるかと思ひますけれども、基本的にはそういう性格があるいはあるのではないか、こういう問題があると思ひます。まあそれらの点は、十分本年度において、特に基本的検討を加えてみたいと考えておるのであります。

○安田敏雄君　まあ先ほどね、しばしば米の代金があるから預金があつたのだという御説明があつたのです。がね。実際秋田とか、新潟とか、米どころはそんなに裕福で、新穀とか、農民は、米が少しくらい高くなつたからって、そんなことはない高くなつたからって、新穀へ行つてみたんだが、新穀の米どころでは、テレビの普及率うんと悪いです。テレビのある家をみんな聞いてみた。これは選挙の応援に行つて聞いてみたのだが、それは純然たる農家じゃないのです。みんな息子さんが官庁へつとめておるとか、会社につとめておるとか、そういう家にテレビがあつて、米だけつくつていける家じゃテレビがないんです。ですから、それは一時的にはふるえるかも知れぬけれども、これはほとんど生活資金になつちまうのだ。ですから、そう農民は豊かじゃないといふことなんですよ。ただ、まあ日本には社会保険制度がないから、老後の生活安定もできない、医療代も自分で払わなければならぬ、そういうことでもって、いま国民健康保険があるけれども、それも金額給付じゃありません、会社や官庁みないな。ですから、そういう自分老後の安定とか、そういう医療費の問題に、自己防衛に、自分の生活を切り下げて、これは背に腹はかえられぬという立場から預金しているわけなんです。そうすれば、その零細な金は少しでも安心感がある、そして利息の高いはうへこれは預けていく、そういう無理をしておるのです。ですから、それを土台にして——わずかでしよ、この何を見て、資金量が、信用連については合計で四千四百五十

三億、このうち系統預入れが三千六百七十六億、系統外のもの六百七十五億です。それで、そのコール貸し出しというものは系統外二千億、半分出しているわけですね。ですから、農業のほうをまかなくてから、余つたものは系統外に貸すという、そういうあなたの答弁だが、そうじゃない、実際は、しかもその結果が最近の金融情勢で、政府がせ——い、悪いは別だが、その批判は別にいたしまして、やうにやうと逆に、系統外がその系統資金を引っぱり出そうと、こういうことの工作が激しくなつていっているわけ。それじゃ何にもならぬといふことで、大蔵省はこれを前年同期の一〇％減にしていくなで、できるだけ今度は共同利用施設や近代化資金のほうへ低利でもって貸していくんだと、こういう基本的な方針を考えているわけなんです。農林省のあなたのほうで、大臣も、あなたもそのうで、大蔵省がこういうことを考へているのに、農林省当局は、まだそれは大蔵省と相談してないやんとおっしゃる、おかしいです。あなた、新聞発表になつてからでは手おくれなんです。ここら辺でやうばり系統融資ということを、こういう時期に抜本的に考へていくことがやうばり必要ではないか、こう私は申し上げていっているわけ。政務次官でもいいますよ。

○政府委員松野孝一君　いまの安田委員のお話はよくわかりました。われわれもただ漫然と農村がいいからとか、あるいは米代金が多いから、あるいは農産物の価格が高いから、預金に非常に上級の信連とか、あるいは中金に集まつてくる、それがまあ貸し付け

が非常に少ない。その半分あるいはそれ以下といふので、余剰金は系統外に運営しておることは、ただいま局長の答弁のとおりであります。が、われわれはそれをただすなほに、それがいいと思つておるだけじゃありません。何とて、資本総量を多くすることが必要な条件でありますから、なるべくこれを還元させるというのを考へておるわけでありまして、いままではコストの關係上、なかなかそういうふうにはいかぬ点がありますので、近代化資金、政府が利息を補助しておる、また県もやうにしているといふことで、その金額をふやして還元させる方途を講じておるのです。その結果は御承知のとおりで、だんだん還流が目に見えてきたわけなんです。しかし、今後においても、前は三百億、今度は六百億、さらにこれは増額していきたいといふふうにおられ、これを考へております。あわせてまた、これを呼び水として、中金なりあるいは信連なり、ただいま局長の答弁のやうに、みずからの力において、今度四百億も近代化資金と同じような利率で還元したいといふ方途を講じておるわけでございますから、まことにけっこうなことと思ひます。今後ともわれわれは中金とか、あるいは信連、あるいは末端の半協においてもその努力を払わせるように指導していききたいといふふうに考へています。

それからまた、同時に、零細なる農協でありますので、コストがかかる、経費率が大いなので、これも御承知のとおり統合を進めておりますので、コストが低下する。そうすると資金コストも下がるのでありますから、農協自体、系統自体においても相当還元がすでに大きくなつてくることと私は信じておるわけでありまして。ともかくも、いまは漫然としてただ系統が預金を吸取して、そして上級に出して、そうして系統外にやうておればもうかるぐらいに思つておつてはいかぬ。積極的に還流して農村の近代化をはかるように、われわれは今後ともこの方面において御意見のとおりやうていききたい、こういうふうな考へています。

○安田敏雄君　まあ私の質問は終わりますが、実はもっとしなければならぬのですが、私午後から党の用件で、ほかの会に出なければならぬので、ほんの新聞が出たとき、あるいはその新聞社評が出たりしたときには、少なくとも他産業と肩を並べさせようといふことで農業をやろうといふのだから、そういうような問題に対処しては、その翌日かあるいはすぐ即刻、いやあは違ふのだ、農林省の考へはこういう考へ方だといふような、誠意があるならそういう新聞発表をするようにしなくちゃタイミミングが合わないですね。ただこれを一方的に出されたままで、省のほうではこう考へていまして、省のほうでは知らない、反駁文が出ないから、やうばりそういうところにも農林行政の欠陥があると思ふんです。ね。しかも新聞紙上で、そういう大蔵省の考へ方がどうだ、いや農林省の考へ方はこうだといふところに一般の農民が関心をもつて、農業の意欲が向上していくわけですよ。言われればなしではない。そういうことは、今後やはり対策を宣伝——宣伝というとおかしいのだが、やうばり行政を強化し

ていくという意味においては私は必要ではないかと思ひます。

○渡辺勲吉君 関連。いま安田委員が引用した読売の四月三日の記事は、私にもかなりの反響がきておるわけですが、この大蔵省がこころい組合金融に対してかなり大胆な検討の発表をしておる。系外融資についても、前年に比較して一〇%系統外融資のボリュームを落す。都道府県の県信連がコールに回しておつたものは特殊なものを除いては全廃する、そういうことを大蔵省の感覚で発表しておる。さらに、この大蔵省の検討の要綱には、所管外にもかかわらず、農政審議会に諮問して、農林金融の交通整理を基本的にやらせる方向にあるということの、大蔵省の銀行局長の見解を発表しておる。もちろん地方の農協、信連は完全なる金融機関であるということとはよくありまふけれども、少なくともその主管庁である農林省は、こういう大蔵省の見解発表前に問題をもっと整理して、そのあるべき方向を示すべき当然のこれは責務があると思ふのです。去年の四十三国会においても、金融機関の、農林金融の交通整理というものが過大になり、善処をするという答弁があつた。しかしながら、その後一年経過しても、基本的な交通整理というものは何らうかがい知るところがないわけでは、私はもっと切実な問題については、直接その監督の術にある農林省は、大蔵省が云々する前に、もっと真剣に考へて、あるべき方向というものを出すべきではないかと思ふ。この記事を見てその大きな影響を私を受けておるにつけても、そういう感を深くするわけです。この

ことは、いずれ私が農林大臣にお尋ねする中にも取り上げて、具体的にこういう問題が出ておる系統外融資、それを大蔵省の感覚で出されたものに、組合金融をつかさどる農林省はどういう姿勢を持っておられるのか、また、交通整理の問題についても、どういふ方向を一年も経過した今日おとりになつておるかをお尋ねしたいわけでありまふので、いまの問題に関連して、そのことを大臣ともよく協議をされまして、いたずらに不安感をこれ以上醸成することのないような適切な措置を要請いたして、私の関連質問を打ち切っておきます。

○政府委員(松岡亮君) 先般新聞紙上に出ました大蔵省の見解らしきものについてのいろいろの御意見が出たわけですが、実は私もその記事が調査したものでございまして、しかし、どうも出所不明でございまして、責任ある見解であるとはみなし得ないのであります。したがって、農林省としてそれを取り上げて一々反論するほうがおとなげないという感じもありまふし、農林省もかなりいろいろなことを、大蔵省に断わらずに見解を表明することでもございまして、それぞれの立場でいろいろなことは言うことがあつたわけでございますから、宣伝はへたなことは確かに御指摘のとおりで、申しわけないと思ひますが、私もあまり問題にしていなくてございまして。

○委員長(青田源太郎君) ここでしばらく休憩して、午後一時四十分から再開いたします。

午後零時四十三分休憩

午後二時五分開会
【理事(堀原茂喜君)委員長席に着く】
○理事(堀原茂喜君) ただいまから委員会を再開いたします。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言願ひます。

○小宮市太郎君 午前、安田委員の新聞記事に関する質問がございましたが、経済局長にちょっとお尋ねをしたと思ひますが、内容は、どうもまた繰返しになりますんで申しません。が、どうも農林省は宣伝がへただといふことをおっしゃつたのですけれども、宣伝がへただといふことでは、これはおさまりがつかぬと私は思ふのです。宣伝がへただからどうも、というやうなことは、本質的な問題の解明にならぬと思ひます。

私は、本質的な問題としては、農民はあの記事を見ると、農林省は大蔵省や経済企画庁に引き回されていゝのではないかと、全然自主性がなないのではないかと、こういう不信感といひますか、そういうものを抱かせると思ふ。まあさっきの宣伝といふのは、どうも少し問題だと思ふのですけれども、あの記事をおあたりのほうで出さなかつた理由としては、気持ち悪いわかりまふけれども、どうも適当なことばではないやうな気がいたしますが、いかがでしょう。

○政府委員(松岡亮君) 仰せのごとく、こゝちはちょっと穏当でなかつたかと思ひますが、あの記事は、先ほど中

申し上げましたように、大蔵省から出たということで調査したわけでございます。ところが、どこから出たか、どうもわからないと言ふ。自分のところではないと言ふ。たとえば、それぞれ担当局が、まあ関係局は主計局、銀行局、理財局とございまして、そういうやうなことでどうも出所不明の事件でありますし、一々それを取り上げて反論するといふこともおとなげない。大蔵大臣も金融の主管官庁として、農林金融にも農林大臣と同様の権能を持つておるわけでございます。農林省がやはり農林省の立場で見解を出すこともございまして、大蔵省が大蔵省の立場で見解を出すこともございまして、結論を出すまでは、それぞれ大いに議論を尽くして、お互い協議しまして、結論を出すわけでございますから、それに対してまだ政府のだれが言つた言わぬかはわからないやうな状態でございまして、一々取り上げていないわけでありまふ。

○小宮市太郎君 反論をせよといふことは、われわれも言っていないわけですが、一々新聞に出たからといって、今度は、農林省がこれに反論する、それにはまた大蔵省が反論する。こういうやうなことは、われわれも望んでいないし、またそういうことはあり得ないといふふうに思ふのです。ただ、われわれが申し上げていることは、どこかにニースが出たか、ニース・ソースの点については、なかなか言ひもしません。しかし新聞に書いてある以上は、どこからか出てくることは間違いない。想像で書いたかわからぬし、どこからかニースを得てそれを書いたと

思ふのです。しかし、農林省として一体どうなのかといふことは、やっぱり明らかにする必要があると思ひます。すでにさっきのお話では、四月三日に出されたというのですから、相当時間もたつていますから、検討はされていゝと思ひます。だからいつの機会かにはやっぱり最も早い機会に農林省はこゝろのなだといふことをお出しになる必要があると、私は思ふのです。その点いかがでしょう。

○政府委員(松岡亮君) いろいろ係や課あるいは局によつて意見を持つておられます。農林省の中でもいろいろ意見はあるわけでございますが、私もあつた問題を含めて、実はあつた問題よりもさらに大きく検討したといふことをしばしば申し上げておるわけですが、これは問題の一局部で、基本的な問題はもっともございまして、あらためて検討したいといふことを、これは大臣もそう言明しておるわけでございますが、この一年ぐらいかけて十分検討の上で、各界の意見も聞いた上で結論を出したい、こう考へております。

○小宮市太郎君 その問題はそれでやめたいと思ひます。宣伝はへたとおっしゃるけれども、きよの新聞に、緊急融資十五億圓、農家への野菜暴落対策といふのが出ています。これは過激な、野菜の暴落に対してそれに対する融資をしようといふ、こういう計画です。このこと自体については、非常にけつこくなことだと思ひます。ちやうどこれからまき付けをするといふやうな農家に、ある安定感といふかそういうもの

を与える、こういうように思いますけれども、しかし、この内容を見てみると、利子は八分五厘、国が一分と都道府県が一分、それは利子を補給するというわけですね。そうすると農家の実質金利は、農家の年利負担は六分五厘ということになるわけですね。その六分五厘というのですが、これはまことにサイトが短かいのじゃないかという気がするので、その点いかがでしょう。

○政府委員(松岡亮君) これにつきましては、実は農務局の所管でございますので、私からどうもあまり責任があることを申し上げかねるのでございまして、いろいろ議論があったわけでございますが、野菜の暴落は、天災の場合と違いますが、これはいろいろな何と申しますか、天災のようにどうも人為をもつてはいかんともしがたい場合とはやや違ひ。特に野菜の生産というものは、普通の作物の場合よりも短期間で次の営農に移る。必要とする営農資金は短期のものでいいのじゃないか、こういうような考え方はないかと思ふのでございまして。詳しくは私ども十分検討しておりますので、ちょっと申し上げかねます。

○小宮市太郎君 それでは、これもまあ突っ込んでお聞きすることはできないようにですが、ただこれに類するいろいろな問題がございまして。たとえば特に地方自治体において利子補給をするという点ですね。これは農民の置かれてある現状から考えて利子が高い、こういうことに尽きるわけですが、したがって、都道府県で利子の補給をしてくれ、あるいは市町村においても利子の補給をしてくれ、こういう要望が農

民からは常に出てくるわけですね。それはもう結論的に言うならば、それだけ貧困であり、返済というところが非常に困難であるということも具体的にあらわしているものだと思うのです。そういうのが相当地方自治体には積もり積もって相当な負担になっていると私は思うのです。こういうのは、これは地方自治体というのは、相当財政的にはでこぼこがございまして、特に農民をかかえている地方自治体においては、特に財政的には困っている。非常に圧迫がひどいところというふうに思うのです。そういうところ、特にまた農民のこの利子補給等の要求がある、こういうふうに私思うのですが、そういうことは結局国で利子補給を全額みてもらう。割制制度でなくてあくまでも国が全額利子補給をみる。利子補給というのは、ちょっと制度的に私はおかしいと思うのですけれども、ほんとうならば金利そのものを下げていくというのが好ましいことだと思ひますけれども、そういう利子補給の点についてどういふようにお考えであるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 県段階で県単独で利子補給をやっているケースが多い、これは地方財政の上からいっても問題があるという御指摘でございますが、県単の利子補給につきましては、農業近代化資金をつくりまして、それ以前に県単で非常に広範に家畜とか農業機械とか、そういうものに対する利子補給が行なわれている。そういうものを近代化資金制度にできるだけ吸収するというのも、一つの大きなねらいにしておいたわけですね。最近はその結果として、県単の利子補給

は、県数としてはかなり減っております。見えておるのでございます。これは私どものはうで調査したのでございまして、農業関係施設資金に対する都道府県単の利子補給の推移でございまして、近代化資金制度発足以前の三十五年の六月の状態は、

「理事堀原俊彦君退席、委員長着席」

三十四県で四十五種類であったようでございます。それが三十八年の六月、昨年には十一県で十二種類となつてまゐっております。そのほかに県がさらに近代化資金に対して国の利子補給のほかに、近代化資金制度本来で定まっております利子補給のほかに、上のせして利子補給をしているケースがございまして、これはそれぞれの県の独自の考え方によるもので、むづに県の自主性を否定するということもいかかと思ふのでございまして、やはり県の実情に応じて県自身の考え方に基づくものがあることは、これはある程度やむを得ないことではないか、財政の問題があるかと思ひますけれども、県自体の考え方に基づくいろいろな奨励措置というものは、これはあつてもやむを得ないのではないかと、やむを得ないというよりもある面においてはあるべきものでないか、かように考えております。近代化資金制度を通じてできるだけ吸収はいたしましたけれども、全然県単の事業を否定するというわけにはまいらない、かように考えております。

○小宮市太郎君 その点はこれで質問をやめます。次に、ほかの委員からもそれぞれ御質問がございましたが、特に私は農業

後継者に関する点でお尋ねしたい。法案の提案理由の補足説明の中に、農村青年が共同して能率的な農業技術を得るに要する資金を予定しておるといふように書いてあります。資料をいただいたものにも、共同技術習得に対して六千万円の貸し付け金額が記されています。償還は三年というようになっておるようですが、一体的にはどういふことをおやりになるわけなんですか。

○政府委員(昌谷孝君) 後継者資金につきましては、大きく分けて二通り考えております。一つは個別農家の後継者が経営主の下で、在来単なる補助者として働いておりました関係を改めて、それらの後継者が自分の創意と責任とをもつて、ある種の独立部門の経営と申しますか農業をやつてみる、そういうことによつて自分の一つの生きがいといったようなものをつくり上げると同時に、将来の経営主としての訓練あるいはそういったものを身につける、そういうことをねらいとしております。その場合に普通考えられますのは、たとえば果樹園を別に持つてみるとか、それから乳牛、豚、鶏等の部門を新規にやってみるとか、ビニール利用の蔬菜園芸をやってみる、場合によつては屋外条桑育をやってみる、そういうことが一応典型的な事例としては予想されると思ひます。それから後継者資金の第二の範疇といたしましては、そういう個別農家の個々の後継者の独立部門の何と申しますか、モデルプラント的な試みのほかに、農村のそつちった同年輩の人たちが数集まりまして新しい技術の習得の習得をやる、これは従来の技術改

良資金の中でプロジェクト促進資金という名前で試みとしては入つておつたのでありまして、改良普及員が青少年指導という、そういうことで集団的に新しい技術を青少年に教え込むという趣旨のものはあつたわけでありまして、それをさらに拡大をいたしました。共同で新しい技術の習得をするというほうをこつちへ移しまして、第二の種類のものとして考えておるわけでございます。これは個別農家が、いろいろのことをやりますほかに、そういうことを考えましたのは、新しい技術に習熟するという本来のねらいもございまして、特に今後の農業の方向として、やはり協業経営あるいは共同化といったような方向も、当然あわせ考えなければいけませんので、いわばそういった方向への萌芽を育てるという気持ちも含んで、そういうものを新たに後継者資金の中でやることにいたしました次第であります。

○小宮市太郎君 私はもっと具体的に尋ねておるわけですね。どうも抽象的で、たとえばいままで4Hクラブなら4Hクラブ等があつて、そこで自主的に研究グループをつくる、そこへ普及員を招聘してさらに技術の向上あるいはその他研究する、あるいは青年学級のようなのを始めてそこで農事の講習的なことをやる、こういうようなことは従来もやつていたわけですね。そこで取り上げる共同技術習得というのは、一体具体的にどういふようにするのか、もっとモデルというのか、こういうものにするんだということを私は聞いておるわけですね。そうしないと、いまおっしゃるようなことなら、やあそういうものがあつたつけないかというこ

とになってしまふ。だからそれをひとつ具体的にこういうものだという一つのモデルがあればお示しを願いたい。

○政府委員(昌谷孝君) 普及員の活動として一般的にやっておりますもの

に、一つの具体的な施設をてことして入れようというわけでございますが、たとえば養鶏の集団飼育、ケージ養鰯などと申しますか、そういったようなものもありましょうし、あるいはまた桑園の集団飼育、山間部等では最近新しい意味合いで未墾地を利用した桑園の集団化、あるいは屋外条桑育というようなことが若い層にも十分興味を持たれております。そういった問題でありますとか、あるいは簡単なビニールを使った蔬菜その他の新しい試み、そういったようなものが当面おそらく対象の具体的な内容として浮かび上がる可能性の大きいものであらうというふう

に考えております。

○小宮市太郎君　そうすると、いまお答えになったのを想像すると、一つのグループをつくってそのグループが共同で養鶏を経営していく、あるいはまた養園管理をやって、屋外飼育を共同でやる、あるいは乳牛を共同で飼育してやる、あるいは乳牛を共同で飼育してやるわけなんです。一種の実験農場といえますか、実験経営といえますか、そういうものをやるといいますか。

○政府委員(昌谷孝君) 経営というふう
に申しますと、ことばが少し広くな
り過ぎまして、適切でないと思いま
すけれども、農業のある特定部門を实地
にやってみるという意味ではおっしゃ
るようなことになろうかと思えます。

○小宮市太郎君　そうすると、それほどのかなりの箇所といえますか、どのくらいの数といえますか、そういうものをどのくらいお考えになっているんですか。

○政府委員(昌谷孝君) これはどのく

と、現地の希望をまだ積み上げておりませんので、どの程度のことの結果として相なりますか、十分なういった材料は持ち合わせておりません。ただ資金ワクとしては、独立部門共同部門合わせまして四億五千万円を一応の目安として予定をいたしておるわけでございますから、これは一応の目安は一普及場平均にいたしますと、おおむね五十万円程度の額になるわけでございます。それでどの程度のことができますか、平均してみますとそういう程度のものでございます。この間渡辺先生の御質問にお答えいたしましたよう

に、初めての試みで、あまり大きなワ
クを設定するのいかかというよう
なことで、やや内輪目な資金ワクを一
応予定しておりますけれども、今後の
推移によりましては、各県の御希望に
よって調整をはかってまいりたいとい
うふうに考えております。

○小宮市太郎君　そうしますと、償還期間は三年ということをここで一応きめてあるようであります。いままでの共同経営その他われわれは視察をしたり、あるいはリポートなどで、見ていくわけですが、共同経営というもののむずかしさというものは、私から申し上げるまでもなく、農政局長は十分御存じだと私は思うのです。そこでまだ試みて、海のものとも山のものとも

わからぬが、しかしこういう新しい試みをやってみて、うまくいったらこの次も考えてみようというような、ほんとうの何もかも試験的なお考えのよう
に受け取れるのですが、その点償還期間とかそういうものについて、共同経営について御自信がございますか。

合でも共同の場合でも、これによって新しい経営を育てていこうという趣旨のものではございません。いわゆる協業経営を育てており、あるいは自立経営を育てたりという本来の農政上の目標とすべき資金措置につきましては、それぞれ補助なり融資なり、特に今度御審議いただいております農林漁業金融

ます。これは経営主になる以前の、まだ代の変わらない、いわば部屋住みとでも申しますか、そういう経営主になる以前の、学校を出て数年たったかという人たちが、いつまでも父親の、あ

るいは経営主の補助者としてばかり働いておる状況を続けるのみでなく、その余暇にと申しますか、それと並行して自分自身でグループをつくって新しい技術の勉強をしてみるとか、あるいは新しい独立の付加部門を自分で実際は自分の責任でやってみるとか、そう

いう一経営の中の追加部門をまかせてやる、ちょうどこういうことと相關連をして、先進県で普及事業で取り上げられております、いわゆる父子契約とでも申しますか、親子の間で一部の土地をむすこに貸してやって、むすこの責任でやってみる、もちろん最終的な経営の責任者は、まだその段階では経営主たる父親でございますから、ほんとうの経済的な意味での経営という意

味からいえば、その内部の専従者の一人がそういう余暇に勉強するわけでございますから、先生が御指摘のような共同経営、本格的な共同経営あるいは協業経営をつくることの困難さ、あるいはそういうものにかかる費用の多大なこと等とは一応切り離してと申しま

すか、そういう大それたことを考えて仕組んでおるものではございません。ただ青年諸君が従来普及員から指導を受けてグループでやるのに対して、私どもとしても改良資金の中で、共同で買う資材の購入代金がかようなものから出ることが、そういう普及活動をより活発にするであらうという趣旨でございます。

御参考までに申し上げますと、三十八年度は、先ほど申しました技術導入資金の中で、プロジェクト促進という名前でやっております。三十八年度の一応の予算と申しますか、計画のところでは、先般の資料にもございますが、約

五百集団全国でやることにして、所要資金としては千五百万円ほどを予定しておいたようにございます。一件当たりいたしましたすと、約四百万の資材代等をこの資金から仰いだということでございますが、これがある程度幅を広げ、ワクを広げるというようなことと

お考えただいて、御了承いただきたいと思います。

○小宮市太郎君 思いつきといいますか、何といたしますか、その考え方ですね、趣旨はけっこうだと思うのです。

ところが、いまお答えを聞いていると、試験と経営とのちょうど中間みたいなふうに聞こえるわけです。本格的な経営ではない、さりとて試験場ではないような試験とは若干違っているよう

に思うのです。ちょうど中間にある。そこへ若い気持ちを投入して発展させていこうという気持ちは、非常によくわかるのです。ところが、そうすると無利子であるから、利子がつかんといいうことはいいといたしましたが、相当私は危険があるのじゃないか、返済

の事故といいますが、それに対する、返ってこない事故というものをどくらくらいに大体考えてございますか。

○政府委員(昌谷孝君) 従来改良資金が生まれましたから今日までの経過をみますと、いわゆる試験段階が終わって普及段階に移す、しかし、一ぺんに普通の融資ベースにのせるには若干の不なれな点があると申しますか、もう少し

普及員が行き届いた指導を伴いながら入れていかないと入りにくい技術、そういう新たな新しい技術の普及のためにこの制度が生まれたわけでございまして、そういう意味では、今度の後継者資金で対象といたします技術は、ある

いはおとなのと申しますか、一般的な経営レベルからいえば、必ずしも新技術とはいえないと思いますが、そういう青年層に実習的な意味合いを含めて入れていくという意味では、やはり全く说得だけでは十分でない、やはりこういう物質的な裏づけがあったほうがよろ

しい。さりとて、いわゆる補助金等で行なうというのにもふさわしくないと
いうような意味で、こういった制度を
採用して、後継者養成にも使つてみた
ら有効ではないかというのが今回の改
正でございます。

したがいまして、無利子でやることは
従来と同じでございますし、三年と
いう期限も、今回の技術導入資金のほ
うで新しく技術を入れます場合の償還

期限も三年ということでは在来あったわけです。おおよそ三年程度で返せると思っております。もちろん、天災その他の特殊事情がございまして、お気の毒なことになるれば、その償還期限は、制度上も猶予する規定がございまして、けれども、在来の実績から申しますと、大体は所期の目的どおりの年限で所期の目的を達して償還願えていくというのが過去の実績でございまして、今後の後継者資金、生活改善資金についても、その点は、純粹のいわゆる融資という觀念よりも返還条件付きの補助金といったような考え方に近い制度でございまして、比較的その辺のところは順調に返していただいているのが実態でございまして。

○小宮市太郎君 十分な資料の持ちあわせがございせんので、お尋ねにくいわけですが、農林省で後継者として考えられていた対象の青少年の何割ぐらいに該当するのでしょうか、そういうふうには当てはまっているのでしょうか。そういう何か計算がございせんか。

○政府委員(昌谷孝君) 計量的な基礎を持った資金計画ではございせんので、御質問のような趣旨でお答えする材料を持ち合わせておりません。もうしばらくいたしますと各府県の具体的な希望がブロック会議を経て地方農政局から報告が入ると思っております。そういうものを見ていくことによつてだんだん具体的なものが御説明できると思ひますが、当面のところは、ちょっとそういう趣旨での計量的な資料は持ち合わせておりません。

○小宮市太郎君 それではいまお話のように、余暇を利用して青少年が経営

ないし試験的なこういう施設をやつていくということになりますと、やがて独立して自家の経営をやるということになりますね。そうするとそこへ残つた施設というものは、一体どういうふうに移行していくものか、何かそういう点はお考えになっておりますか。

○政府委員(昌谷孝君) 施設と申しましても、特別に非常に耐用年数の長い固定施設といったようなものはおそろく鶏舎、畜舎ぐらいであらうと思ひます。これらにつきましては、自分である程度の期間実地にやつたあと、自分が今度は経営主ということになった場合に、その一貫したおやりから引き継いだ本体の経営とあわせてやっていく場合、それほど負担になるものでもないと思ひますし、また場合によればさらに次代にも使えるものもあるかもしませんが、大体は果樹、樹木でございまして、家畜でございまして、か、そういうようなものが主でございまして、その対象はそういう意味ではその耐用年数の長いものはございせんから、あまりその辺のところは支障がなく引き継がれていくと思ひます。

○小宮市太郎君 支障がなく引き継がれていくというのは、形としては共同で、五人なら五人でやるでしょう。そうしたらどういうような引き継ぎをされるのか、共同でやっていると、新しい試みですから一つの型といひますが、そういうものはないにいたしまして、融資を受けるわけなんですから、あと始末はしなきゃいかぬということになるわけですね。普及員の指導よろしき

を得て引き継ぎはするんだというふうにおっしゃるかも知れせんけれども、具体的にはどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(昌谷孝君) 共同でやります場合には、先ほど申しましたようなビニール施設でありますとか、あるいは屋外養蚕のための簡単なおおいでございまして、か、そういうような種類のものが予想されますけれども、耐用年数から申しまして、先ほど申しました、いずれもそう長いものでございせん。大体青少年諸君が、その中に二、三入れかわつてくる者があるかと思ひますが、おおよそ一耐用期間で使命を達して、また目的を達して耐用期間を終わるといふような事例が多かろうと思ひます。なお御趣旨の点は、私も今後現地の指導に当たりまして十分問題の起きませんよう指導には万全を期したいと思ひますが、それほど大規模な、また耐用年数の長い施設をこの資金によつてつくるといふようなことは、まずそうたくさんは例はないといふことで御了承いただきたいと思ひます。

○小宮市太郎君 聞いてみると、どうもあまりにもちやちやな、おおよそ青少年が魅力をもつてやるような施設とは考えられない。養鶏をいたしまして何年か四、五年でつぶれるような施設じゃどうもこれは話にならぬと思ひます。もちろん、この乳牛など飼うんというなら、相当の施設をしなければ青少年というのには魅力ありませんよ。桑園で、外で屋外飼育でもするんというなら、これはビニール・ハウスみたいなものをつくつていけばいい、あるいは蔬菜のトンネル栽培するなら、やさ

は簡単な施設で一作終わればたいしたことありませんというふうになつてしまふのですけれども、魅力を持たせるというふうなことは、しかも選択的拡大という実のいたつたことをやらせるといふことになれば、そういう御答弁じゃどうも納得いきませんですね。

○政府委員(昌谷孝君) 本来の農業経営と、個別にせよ共同にせよ本来の農業経営の育成と違つておまして、そういう青少年諸君の余暇といひますか、余暇を活用して将来の経営主たるべき準備、心の準備なり腕の準備なりをしていただくわけにございまして、か、そう大きな固定投資を伴うようなものを積極的におすすめるという気持はございせん。在来の例から申しまして、そういう施設は、たとえば既存のものを借りてきて使つてもらうとか、いろいろ村によつて、くふうはあるようでございまして。そういう意味合いで、もちろん本格的な自立経営なり、本格的な農業経営のあるべき姿を、この資金でモデル的にかくといふことはかけ離れております点は、おっしゃるやうにそういう意味でごらんになればはなはだ足りないものであらうかと思ひますが、まあ学校教育の延長と申しますか、実地教育の問題でございまして、そういう意味で、私どもとしてはこれなりの効用が青年諸君に対してもありますし、また普及員諸君もこれによつて非常に指導がやりやすくなるというふうなことを期待しておるわけでありまして。

○小宮市太郎君 まあこの問題はいつまで聞いてもきりがないうでこれでもやめますが、まあ学校教育の延長といふような意味のお話もありましたが、

その学校教育です、特に農業高等学校の教育、これは文部省の問題でございまして、統計を見ましても、あるいは実際に学校等に当たつても、農業高等学校に入學した者が、農業の技術その他習得して卒業すると、大部分の者が製造工業あるいはサービス業その他都市の産業に流出して、結局農家の後継者として残る者は非常に少ないわけですね。だから、いまの日本の農業教育といふものは、これは大正、昭和の初めに向かつてのあの当時と何ら変わらないやうなかつて進んできて、学制改革に会つてから農業学校が農業高等学校になつただけ、ただそこに幾らかの新味を加えたのが農業高等学校に女子部を設けて、家庭科とかあるいは若干の農業の履修をする、こういうやうなのが普通でございまして、これは管轄は違ひますけれども、本来は農業の後継者をつくる、農業を発展させるという意味の農業教育であつたわけですが、一体農林省ではこの点についていかうにお考えか、参考までにお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) やはりこれは農業に限らないことだと思ひますが、りっぱな経営者、あるいはりっぱな技術者として農業をやっていく人を養成する基礎をなすものは、何と申しましても学校教育だと思ひます。現在の農業高等学校の卒業者が農業に定着する者が少ないという実情は、御指摘のとおりでございまして、このことはあながち学校教育の内容のよしあしということだけでなしに、全体の就業構造の激しい移り変わりの中で一つの問題だといふふうに思ひます。ただ、在来の農業高校の教育につきましても、むし

る将来応用のきく基礎をつくつていただくことが第一番であらうと思ひますけれども、最近のような農業の激しい移り変わりの中で、従前の農業高校のような教育方法だけでは、どうも十分な人材の養成ができないのではないかというふうな見地から、本三十九年度からは文部省のほうでもモデルといえはモデルですが、わずか全国で五校でございまして、特別に施設の整備をして、実際に大規模生産といったようなことを実際に身につけるのを高等学校の教科の中へ織り込むというふうな意味合いで、特別の農業高校を新しく発足させることにせられたわけであり

ます。そのような意味で、学校教育はやはり基本的には人間の基礎をつくつていただく、具体的な実際の自分の経営の中で起つてまいります問題のすべてを、学校教育の課程で全部あらかじめ教えるということは、これはとうてい望むべくもないこととございすので、やはり基礎になることを教えていただいた上で、あとは社会教育的な施設なり、あるいは農業改良普及員を通じての普及指導なり、そういったもので、そういった点を補つてまいるというの、これは私も農林省のほうの任務ではなからうかと思ひます。なお、中等学校卒業後直ちに農村へ農家へ戻られる方々もまだおりますので、それらの方々については、いさな十分でございせん。そこで御承知のように、経営練習農場というふうなものが、従来その間の方々の教育施設として働きをしておつたわけでありま

す。これもやはり施設あるいは教育内容等幾ぶん新しい今後のあるべき農業の姿を想定した場合には、いささか改善の必要もあらうかというところで、目下そういった点での新しい新時代の経営者を、特に農業で働く方というよりも経営者を育てるために必要な訓練施設、教育施設としての練習農場のあり方等についても、私どもとしても検討を進め、逐次そういった方向に切りかえていっておる次第であります。

○小宮市太郎君 その練習農場についてはこれはもう目的が非常に明白でありますから、お説のとおりだと思ひます。まあしかし、農業学校はほとんど全国的にいつて昔の郡に一つぐらいの割合でほとんど私は普及されておる。それが日本の農業の中核をなしておたといひますか、技術その他の中核をなしていることだと思ひます。が、今日においては、すでにもうそういうもの、農業学校というものの存在と

いうものの意味が相当変わつてきたんだらうと思ひます。たとえて申しますならば、これは学校のことだから、あまり農林省には関係ないと思ひますけれども、直接の問題ですからお尋ねしておきたいと思ひます。最近の高等学校の数が少ないために、都市から農村の子弟を押しつけてというところ、かしこいですが、農業高等学校に入り込んでくるわけですね。一般には普通の高等学校に入るべきような人が、高等学校が少なうために農村に入り込んでくる。農家出身じゃない、農家の子弟でない人が農業高等学校に、試験制度ですから成績がよければ入つてしまふわけですね。そういうことが多いんです。これはもうお調べになると一番よくわかるわけですね。そうすると、せっかく農業の後継者となるべき者が入れないという事実が、非常に多いわけですね。というのは、農家は労力不足ですから、中学校の生徒も相当労働に引き回される。そういうわけで、農家でないところの子弟よりも学力的には劣っている。知能は劣つておらんにしても、学力的に劣るということ

で、後継者となるべき人が農業高等学校に入れないという例が非常に多いわけですね。そういうふうなことで、基本的にもう農業教育というものが変わつていかなければならぬというふうに私は考へる。そういうものを、文部省が考へるからまあいいじゃないかといへばそれでいいと思ひますけれども、しかし、これは産業というものを中心にして学校というものは、農業高等学校はできているわけですから、だから農林省が、農業のあり方はこうなんだというものを方向を差し示したならば、当然文部省に対して、後継者の養成あるいはその他について十分連絡をするといひますか、希望を申し入れて、あり方をつくつていくべきじゃないか、こういうふうにお考へですが、それに対してどういうお考へであるのか。文部省とそういうきめのかまかい話し合いをされたことがあるのかどうか、そういう点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 確かに御指摘のように最近では農業高校と普通高校との機能的な特色というものが十分でない。で、先ほどのように、都市の子弟が、非農家の子弟が農業高校に入るというお話でございす。逆に申しますと、農家の子弟で普通高校に入る方も相当あるわけでございます。農業の後継者として考えました場合、農業高

校出身者であることが、必ずしも非常にいい条件と申しますか、望ましいというふうには言えませんが、場合によりますれば、何と申しますか相当多くの事例では、普通高校出身者の農家の子弟のほうの方がより積極的に農業後継者としての将来を持っている事例も多々ございす。そんなふうな意味から申しますと、御指摘のように農業高校という制度の教科内容なり、あり方について相当十分に考へていかなければいけないという御指摘は、まことに私どもも同感でございます。私どももいたしましては、文部省の職業教育課なり、あるいはそういった初等中等教育の担当の方々は、農業基本法あるいは基本問題調査会の答申が生まれて以来、向こうでもそういう新しい農業の方向をくみ取つた教科の内容に、だんだん切りかえていきたいという熾烈な熱意がございまして、私どもの積極的な意見なり注意なりを受け入れたというお話でございす。私どものほうも、機会あるごとにそういうこととで連絡を密にしております。具体的

な形としては、御承知の中央産業教育審議会というのが文部省にございまして、そういった各種学校のあり方をいろいろと御検討になっております。その審議会の一部門として、農業高校の今後のあり方についての部会のようなものが持たれております。そこへ私どもも担当の者が参画をいたしまして、今後の農業のあり方、あるいはビジョンといったようなものの討議から、またそれにふさわしい農業高校のあり方等、現在御熱心な御審議中でございます。所管は文部省の問題でございす。が、私どもとしても文部省のなさるこ

とに対して、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

○矢山有作君 それじゃひとつお伺いします。三十九年度の農林関係予算の大臣説明から見ましても、それからまた予算内容を検討してみましても、今度の農林予算が、金融面の拡充強化にかなり重点を置いておるといふことはうかがえるわけですね。そういう中の一環として、農林漁業金融公庫法等の一部改正も出されて、金利の引き下げ、あるいは金利体系の簡素化、また償還期限、それから据置き期間の改善、簡素化等々のことが行なわれておると思ひますが、金利の問題あるいは貸し付け期間の問題等については、衆議院でかなり論議もせられておるやうです。私どもも今度の改正案の内容を考へてみて、これでほんとうに画期的な金利の引き下げ措置が行なわれて、日本の農業の発展のために役立つあるいは貸し付け期間の画期的な延長が行なわれて、また非常に効果的な働きをするというふうにはなかなか考へるわけにはまいりませんので、諸外国の例を調べてみましても、金利にしろ、あるいは貸し付け期間にしろ、農業というものの性格からして、他産業に比べて非常に不利な点が多いわけなんです。そういう点を配慮して、非常に金利も安くされておる、貸し付け期間

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

とに比べて、それ相応の御協力を申し上げて、好ましい方向を打ち出そうというところで、そういった中央産業教育審議会といったような場を通じても、積極的な会議をいたしてございす。今度の三十九年度の新しく発足する農業高校五校につきましても、それらの論議の過程を通じて生まれてきた一つのモデルケースというふうに承知をいたしております。

も非常に長い、こういう金融が行なわれているわけで、それらに比較すると、特に今度の改正案で画期的だというふうには、私には考えられぬわけです。まあしかしそれにいたしましても、今度先ほど言いましたように、農林金融の拡充強化には重点を置いておると言われておるのですが、その農林金融の強化拡充ということをやった。そのことをこにいて、いま進めておる農業構造改善事業というものも、さらに一え方があるのだらうと思います。

ところが、農業構造改善事業の進行の度合いを見てみますと、三十六年度、これは一般地域ですが、計画地域が五百で、三十七年度が三百で、三十八年度が四百、それに対して、実施地域は三十七年度が百七十四、三十八年度が二百二十九、計四百三、パイロットのほうは、当初の九十一地域が、十五地域が一般地域に変わって七十六地域がいま行なわれておる。こういう状態で、この事業の推進状況というものは、必ずしも当初の計画どおり順調にいったいない面があるというふうな考えるのですが、それらの問題については後ほどお聞きするとして、私がまず第一点として最初に伺いたいのは、いわゆる農業構造改善ということと、現在行なわれておる農業構造改善事業というものを、どういうふうにその関係を考えておられるのか、この点をひとつ、これはまあ政務次官のほうから御見解を承りたいと思います。

○政府委員(松野孝一君) 御指摘の点を十分私は把握していないかもしれませんが、したがって、十分な御答弁ができないかもしれませんが、農

業構造改善事業と称するものは、これは農業基本法にもうたっておりまして、おり、農業構造改善は、わが国の農業のいわゆる時代に即応した発展をはかるために、いろいろな項目をやらなければいけぬのですが、そのうちのひとつの農業構造改善というものは、主としてわが国の農業経営として自営農業を中心と考えて適当な家族援助において十分努力が燃焼し得られるような農業形態にしておいて、そしてそれで他産業に従事している人々と所得の均衡のとれるようなものを考えて、それに向かって進んでいこう。それがために、補助的に協業あるいは共同ということも考えていかなければならぬ。そういうのを経営の中心にえがいて、そして選択的拡大とか、あるいは農業の生産性の向上とかその他のいろいろ項目があるわけでありまして、それに向かつて、まずパイロット的なものの考え方が大きいと思いますが、農村とずつとなっておるべきと思われる三千百町村をまず選んで、それを十カ年計画で構造改善事業を進めていこう。それが大体そういう大きな全体にわたる広いものは少ない、そういうものもあると思います。大体はパイロット的なものが多く、しかしながら漸次つくればそういう方向に進めていくということ、三十九年度予算におきましては、金額の補正も考えられることになりましたし、またものによりましては、一地区を二地区にしていけることもできる、こ

ういうふうにして漸次全体に広げていこう、こういう考えでいわゆる構造改善事業を今後やろう、こういうプランでございます。

○矢山有作君 私はいまの御答弁でどうもよくわからないのですが、いまやっておられる農業構造改善事業というのは、先ほど政務次官もおっしゃったように、適地適産、いわゆる主産地形成、こういうことがあの内容を見ると一つの中心になっておるんじゃないか、もちろん基盤整備もありまして、それらの基盤整備なんというものは、あくまでも主産地形成というふうなものに付随して、ああいうものが実際には行なわれておるような事業の内容になっておるんじゃないかと思う。ところが、その事業で、はたして日本の農業構造の改善というものがはかれるのかはわからないのか、そこに私は疑問を持っておるのです。というのは、もったわりやすくないですと、現在の日本の農業の構造上の最大の欠陥というものを何と考えるかということに問題がいこうと思うのです。そういう点から考えて、その基本的な日本農業の構造上の欠陥というものを直接手を打つような施策が行なわれないで、適地適産とか、主産地形成とかいうような考え方が中心になっておる構造改善事業を推進すること、はたして日本の農業構造改善ができるだろうか、こういう疑問が私にはあるわけです。その点どういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(松野孝一君) そういういろいろな御心配もあらうかと思いますが、われわれもこの農業構造改善については常に考えておるわけでありまして、私はしかし、これはそう短期間、ものごとが進展していくものではないからうというふうに思っておるのではありません。一例をあげれば、適地適産

の関係もありましようけれども、まあ水田地帯を中心に作目の制限が中心である、そのほか何かを加えるということも考えてみましても、やはり土地改良を相当やらなければならぬし、それにはやはりその栽培方法、それから病虫害の防除方法あるいはまた収穫、コンバインの問題あるいは乾燥、そういう問題が一連のものがだんだんそろってこなければ、そう一度には成果があがってこない。私はそういうものがそろってくれば、急速にこれは上がってくるものだと思惟しております。その他の面においても同様の点があるうというふうな考えはありますが、そう楽観ということも言わないが、そう悲観もしていない。まあ相当長期間かかるというふうに考えております。

○政府委員(昌谷孝君) 政務次官からお話があった点でございまして、お話がございまして、この促進対策事業を始めますにあたりまして、閣議で定めていただいたときの趣旨の中に「国は農業基本法に基づいて農地等を流動化し、農地組合法人等の協業組織を育成する施策等農業構造の改善に関する施策と相まって、下記による農業構造改善促進対策措置を講じ、農業生産の「云々」というように位置づけをしておるわけでございます。日本の農業構造の改善と申します場合の一番の問題点は、いわゆる零細農耕地なり零細土地所有という問題であらうと思ひます。零細土地所有といつたような経営規模の拡大ということが、農業構造改善ということのいわば本筋的な課題であらうということは、先生も御異論のないところと思ひます。そこでそういった問題に接近をいたします手段と

いたしまして、なかなか経営規模の拡大という事柄は、農業内部だけでできることではございませんので、やはり他産業の就業構造でございまして、他産業の雇用条件でございまして、さういったものもその環境条件の整備と相見合せていこうということが可能になってまいると存じます。最近ではそういう意味合いで兼業農家がふえておるといふ状況は、はたして、短期的には非常に御心配をいただきますが、長期的な問題としては、やはり構造改善の可能性を示唆するものであらうというふうに私も考えるわけでござい

ます。そこで当面の問題として、そういった構造改善をどこから手をつけて、どこから促進をしていくかという場合の着眼点でございまして、私どもとしては零細農耕地、零細土地所有という中の、零細農耕地のほうだけでも何とか切りくずしていく方法はなからうかというの、構造改善促進対策事業の具体的な一つの着眼点でござい

面この事業の中心のなわらいは大規模生産、大規模販売というところに、私どもはねらいを置いておるわけであります。抽象的に大規模販売、大規模生産と申ししても、具体的な作目の問題でございまして、そこで、いわゆる選択的拡大の線に沿って主産地というようなものを形成するということをあわせ考えていきたいと思います。そういう抽象的な大規模生産、大規模販売というものの具体性がないわけでございます。事業の内容としては、そういう意味合いで主産地あるいは基幹作物なるものを焦点を合わせて、なるべくそういう広い範囲でいまいような零細農耕からの脱却ということを当面の課題としたしておるわけでございます。その中心的な事業としては、当然土地基盤整備といったようなことが中心的な事業になることは申すまでもないことでございます。私どもは広義の構造改善と本事業とのつながりを、さようなふうに理解をしながら仕事を進めておる次第であります。

○矢山有作君 農政局長がおっしゃったとおりで、私も日本の現在の農業構造上の最大の欠陥は零細経営、いわゆる過小規模の経営であるということにあると、こういうふうに考えているわけですが、したがって、私は構造改善事業という中で、おっしゃるような考え方をもちやられたのだらうとは思いますが、一番肝心な零細性を打破するための、そこに政策の重点を置かなければ、なかなか局長がいま説明されたような調子にするすると、構造改善ができるには私には思われぬ。それはもうここで私は繰り返して申し上げませんが、そちらでおつくりになった農

業動向の年次報告がありますが、それによる農家人口の流出状況及びその態様、あるいは農地の移動の問題、あるいは耕地面積の推移、こういうものをずっとおつくりになったのだから、これはよく御存じだらうと思うのですが、考えてみたときにそう簡単に経営規模の拡大ができるとは思われぬのです。特にこの間、三十八年の八月です。総理府が農業についての農民の意識調査とかというのでやられた。その結果でも御存じでしょうが、耕地を積極的に売ってほしいと答えている農家は、何か六・七%ですが、非常に少ないわけですね。そうすると、日本の現状の中では、農地というものは極力手離さないという考え方が非常に強い。

その問題を解決するのが、先ほどおっしゃったように農業の内部だけで解決できる問題でないというところはわかります。わかりますが、そういうような状態の中で、はたして農業構造の基本的な改善というものがはかっているのかどうか。これをやるのには困難な問題だからと言って、一番中心のなところを避けて、いわゆる主産地形成とか、適地適産だとかいうような構造改善事業に逃げてしまっているのでは、なかなか私は解決つかぬのじゃないかと思う。むしろ、ほんとうにあなただけが貿易自由化を控え、開放経済体制に移行するという中で、日本の農業の国際競争力をつけようというなら、これはもう一番肝心なところを避けて通るのになしに、基本的なところをメスを入れるべきだ。またそういう姿勢で農政に取り組むべきだと私は考えるのですがね。そういう姿勢に農林省自体がならねえという、選択的拡

大で、なるほど一方では構造改善事業が進められる。ところが、貿易自由化で選択的拡大で拡大されていく農産物が大きな打撃を受ける。そういうことで、そのままで進んでおつたのでは、これは私は問題の解決はできぬと思うのですがね。そのこまかい問題はずつとあとで立ち入りますけれども、そういう点も少し画期的な考え方に切りかえる何はありませんか。

○政府委員(昌谷孝君) 仰せのとおり、私も先ほど触れましたとおり、経営規模の拡大を、個別農家の拡大であれ、あるいは協業という姿であれ、経営規模の拡大ということを實現していくことは、農業基本法でも目ざしている基本的な課題でございますし、私どもも、それが基本的な方向であることは、確信をもつて進めておるわけでございます。ただこの問題は、やはり個々の農家の問題でございます。と申しますか、六百万農家すべてがその自立経営農家たり得る可能性を持っておられるわけでありまして、次第次第に他産業の高度成長というようなことにも関連して、農業から離脱をなさる方々も出てまいっておりますけれども、しかしまだ、行政的に、あるいは補助等の具体的な助成等の方法を通じて拡大すべき農家を、拡大のために縮小すべき農家を、助成等の直接的な行政手段で振り分けていくということをやっていくような時期ではないと思っております。その点は農業基本法審議の過程におきましても、国会等でたびたび御議論のあった問題でございまして、私もはそういうことを何と申しますが、外部的な一つの説得とか強制でやっていく問題ではないと思ひます。

それで、やはりそれは農地法なり、あるいは金融制度なり、そういう間接的な、誘導的な政策が伴うことによつて、逐次そういうような方向をたどつておられるその動きが、見ようによってはきちんとしておりますが、しかし見ようによっては、かつての日本の農村の状況から今日を比較したて見ますれば、ずいぶん激しい動きというふうにも見られないことはないわけですね。年々五万戸からの農家が離脱をしておるわけでありまして、かなり激しい動きということも言つて言えないことはないと思ひます。ただ今日の段階では、財産的な土地所有という問題がからみますので、問題が一そう複雑であつて困難であることも、御指摘のとおりでございます。そういう場合合に協業組織等を通じての一つのアプローチというものもあり得ると思うのでありますが、なかなかそういったことは、そういう農家個々の人の問題でありますだけに、行政が立ち入りうたい一つの限界がある問題だといふう考えております。そういう中であつて、ただ客観情勢の熟するのを待つて、あるいは制度を、そういうことで誘導するだけで待つという態度でありますよりも、並行的にたとえ積極的には経営規模の拡大、個別経営の拡大ということには、直接的には結びつきませんが、やはり耕作規模を拡大する、販売規模を拡大する、生産基盤、販売基盤を大型化し近代化するということが、当面御指摘の国際競争力といった点を考えましても、やはり緊急にして、かつぜひやらなければならぬことじゃないかと思ひます。そういうした生産規模の拡大なり、販売規模の拡

大といふことでございしますれば、施設の面等の助成等を通じまして、行政としても十分御援助申し上げることも可能な行政分野でございします。私どもは、構造改善促進対策事業を通じて、もっぱらそういう生産規模、耕作規模を拡大すると、そうして次に経営規模の拡大が熟してくるのを待ち、本来のあべき順序から言えば、論理は逆かも知れませんが、経営規模を拡大して、耕作規模を拡大するのが本筋的なあり方だと思ひますが、しかし構造改善事業の促進というところで、あるいは客観情勢がそういう自然的な成り行きに待つのを許さないといった認識のもとに、構造改善事業をやつておる次第でございます。

○矢山有作君 問題は、なるほど三十八年十二月から三十七年十二月までを調べてみると、年次報告にあるように脱農家数は六万戸に達しておりますが、これはおっしゃるのとおりだと思ひます。ところが、そこで一つ問題になるのは、脱農していつているものの状態というのがどうかということが一つ問題になると思ひますがね。それを調べると、御存じのように一反から三反までのものが四六%、三反から五反が一七%、合わせて六三%ですから、ですから脱農化していつている農家というのは、極端な言い方にはならぬと思ひますが、どちらかというと、農業といふものはもともと副業的にしかやらないなかつた。そういうきわめて零細なものが大半脱農していつているわけですから、それから一方でもう一つ注意しなければならぬのは、新設農家の戸数というものがかなりあるわけですね。三十八年十二月から三十七年の十二月

までで一万二千戸、こういう年次報告が出ています。ところがそれを見ると、やはり七〇％が分家による新設のもの、しかもその中の六〇％が分家前の耕地が一町五反未満だというわけです。そうすると新設農家の大半というのは経営農地の分割、つまり一そのの零細化を伴った形で進んでいる、こういうことが言えるわけです。そうなるに、私はあなたがいまおっしゃったように、いろいろと親切に説明してもらいましたが、構造改善事業によって脱農してある一面だけを見ると、これはやはり問題があるのじゃないか、分家によるいわゆる新設農家を含んだ零細化の方向も、やはり傾向として出てきている、こういう点が一つ注意しなければならぬ問題じゃないかと思うのです。そういうところから考えて、私はその経営、農業構造改善事業をやるその中の中心的なものを、また農業基本法の中心的なものを、というのには、やはり自立農家の育成というところに置かれていこうと思うのですが、そういう場合に、一体、自立農家というものを今後どういうものと考えていくかというところが、非常に重大になってくると思うのです。それは所得倍増計画との関連で二町五反程度だ、それを百万戸くらいつくるのだということも言われておりますが、しかし、今日の時点において自立経営農家というものを、どういうものを描いてこの構造政策というものを進めていくかということが、やはり一つの中心的な課題になってくると思うのです。その方向がきまらぬと、やはり農業構造改善事業にしても焦点がきまらぬわけですね。

を、一体どういうものだと考えておられますか。

○政府委員(昌谷孝君) 自立農家のものの考え方は、所得倍増計画であらう一つの資産的目標と申しますか、形状的なものがあらわれたために、むしろ誤解を生じておられる場合が多いと思います。私はやはり、自立経営の本来的な意味合いと申しますか、内容は、農業基本法でうたっておりますように、正常な家族関係の中で、正常な技術水準で、農業だけ一人前の、あるいはしかく可能性のある生活水準が維持でき、農業生産性を上げ得る家族経営である、これがまさに自立経営の姿であると思います。したがって、必ずしも経営面積にのみとらわれて自立経営を論議することは、適当でないと思ひますが、ただそういうことばかり言っておりますけれども、なかなか十分な姿が出てまいりませんので、かりに平均的な普通の状態を想定すれば、当時の想定とすれば、まあ平均二町五反程度ではなからうかということが、あの計画の中で論議されたのだと、さように理解しておられます。したがって、要するに現状で申せば、年次報告でもいっておりますように、総所得で少なくとも百万以上上げており、しかも、家計費の相当部分が農業所得によつてまかなわれているといったようなものが、まず自立経営という、私どもの基本法でいっておる自立経営というものの実質に比較的近いものではないか。そういう意味で年次報告では、自立経営の農家という的という字を入れてやっております。あの的という字を入れた意味合いは、おそらく家族構成なり農業生産性あるいは能率な

りの、この諸点から見て十分あの経営の内容にわたって吟味が済まされておられないので、そこで自立経営の農家という、的という字を入れて、意味の十分でない点を補充したというふうに考えております。

○矢山有作君 ところで私は、いまの説明なりそれから農業基本法十五条に規定しておる自立経営農家というものを考えたときに、これは非常に矛盾があるような気がするのです。というのは、これはこの前、たしか赤城農林大臣にも申し上げたのですが、大体、一戸三人程度の労働力を完全燃焼させるというところで、二町五反程度の規模を想定して、いまおっしゃったように粗収入百万円くらいを考えておったわけですね。ところが問題は、そういうことによつて他産業労働者と均衡させるというふうなわけです。他産業労働者の場合には単身給なんですね。一人の人が、おやじが勤務して、そして、家族を養っているわけです。ところが、農業の場合は一家三人の人が働いて、そしてその他産業労働者と均衡する生活水準、こういうのですから、そうすると一人頭の人間の労働の価値というのは三分の一しか見られておらぬわけですね。これは何と云うのか、企業的な将来拡大再生産の考えられるような、そういう経営体ではないというのです。ね、そういう経営体でないものを、農業基本法の中で一応基礎に置いて、農業を今後考えていくところに問題があるのじゃないか、こういうことを申し上げた記憶があるのですが、農政局長は専門家ですからその辺はどうなんですか。

細性の打破ではないと、こういうふうにおっしゃったのですが、やはり現在の日本の農業の経営の実態を見ていると、何と云うか、経営規模を拡大していくということが根柢になっておらなければ、実際問題として生産性を上げるとか、あるいは近代的な経営をやるとかいうようなことはできぬのじゃないかと私は思うのです。その前にあくまでも自立経営だと自家労働によつてやっていく農業というものを中心に考えるのだという考え方に立つと、おのずからそこどうも経営規模拡大の限界が出てくるような感じがするわけです。そこで、私もやはり経営規模を拡大していく上にはいろいろな障害があります。先ほどあなたの方から指摘されたように、農業外の雇用の問題とか、社会保障の問題とか、いろいろものもありますし、あるいは農地の移動の問題等もあります。だから、そういう制約のある中で、現在の段階として、経営規模を拡大するのには、私も共同化というものを今後の中心に据えて、やはり農業施策というものを考えていくべきではないか。そこにあらゆる施策が総合的に集中されて、初めて経営規模の拡大が、可能性が出てき、さらにそれを踏まえて生産性の向上ということが考えられるのじゃないか、こういうふうに思っております。

○矢山有作君 まあ、そこは私どもの考え方と、あなたの方との考え方の相違なんです。じゃ、観点をひとつ変えて、零細性を打破するために、自立経営というものを中心に置いて、はたして、零細性が打破できるかということが、一つ問題だと思ふのです。あなた

施策と言ふたのですから、そうすれば農林省のほうでは、ひとつ革命的な立場に立つて、経営規模の拡大というところをねらって、共同化ということを中心の中心に据えていこうと、こういうお考えはありませんか。

○政府委員(昌谷孝君) 基本法でも言っておりますように、経営規模の拡大あるいは耕作規模の拡大の一つの手順として、自立経営、家族経営の経営規模の拡大の方向と同時に、協業経営、協業組織という手段を通じての経営規模、耕作規模の拡大という道を開いておりますことは、御承知のとおりでございます。ただ、現実の日本の現状から申しまして、先ほど御指摘にもありましたように、脱農家が五万戸もある反面、零細化と申しますか、分家のような形での新設農家もまだ一万戸以上出るといったような実情があります。これらについては、相続あるいは生前贈与に対するいろいろの手段を講ずることによって、そういった新しい零細経営が生まれることについては、なるべくそういった環境を防ぎますような手だてを別途講じておられますけれども、しかし、現実の問題として、そういった動きがあることも、いなかのいざという事態でございます。また同時に、財産的土地所有にささえられて零細兼業農家が相当長い期間継続するであろうこともやむを得ない事情だと思いたす。そういった中で、経営規模の拡大をなるべく早く実現をしていくという意味合いから、先ほど来私が申しましたように、構造改善事業では耕作規模の拡大というところに焦点を合わせた大型生産技術、大型販売技術を導入する方法を講じておるわけでございませ

す。そのことは、完全な自給自足的な自立経営農家というものは、おそらく将来にわたって、この技術の進歩した現在においてあり得ないのだと思いたす。家族農業経営といえども、必ずあらゆる農作業の過程あるいは販売の過程におきまして、共同の力あるいは共同のサービス、しいて言えば、外部サービスの助けを借りて自分の経営を近代化していくことが当然要求されると思いたす。また、そういうものをとり入れなければ成り立たないことも明らかであります。そうなりますと、共同経営と自立経営というものは、必ずしも矛盾する概念では私はないと思いたす。ただ、自立経営であれ、共同経営であれ、そういう一定の土地に適當な就業人口が適當な生産手段と結びついて、きわめて能率の高い農業が営めるかどうかというところに問題があるので、今日のような農村の現状の中で、ただ共同経営という形を導入しさえすれば耕作規模が拡大し、あるいは非常に能率の高い農業が実現するのだというふうな考え込むことにも、若干問題があるかと思いたす。やはりそういった相俣う土地の広がり、それから技術の進歩と、それから資本の導入と、そういったすべての要素が最も効率的に結びついて現実の燃焼するところに、農業の生産性の向上があるのだと思いたす。したがって共同経営であれ、自立経営であれ、そういったことを妨げるような事情のもとで、ただ共同経営という名前のものを導入するだけでは、十分な能率のいい農業が実現されると思いたせん。しかし構造改善事業におきましては、御承知のとおりそういった能率の高い大型技術

を主として農家集団、しいて申せば協業組織の形で農村に導入しておるものが、現状の事情でございます。○矢山有作君 現在実際問題として協業的なもの、あるいは共同化の経営のものというものは、農民の中から生まれてきていますね。ただ、農業基本法のたてまえというのは、自立経営農家というものを中心にして、さらに補足的に協業化というものを考えているわけですが、それはそれとして、実際問題としては、農民自身の中から出てきていけるわけですか。私どもはいろいろと農村を歩いてみても、やはり畜産をやっておる人間とか、あるいは果樹園芸をやっておる人間とかというふうな人たち、最近では米作地帯の人たちの中にも出てきましたが、労働力の流出というものをあわせ考えて、いままでのような経営じゃだめだ。何とかしていわゆる協業あるいは共同の方向に踏み切っていかなければならぬという考え方が出ておるわけですか。それをどうして伸ばしていくかということが、今後私は非常に重要な農政上の問題になるんじゃないか。どうもいままでのところできてきた共同組織、あるいは協業組織が失敗した例がある。ところがその失敗したのは、どういふことで失敗したのかということ突きつめて検討し、そしてその上に立って、それを失敗させないように伸ばしていくのにはどうしたらよいのかという点の配慮が足りないんじゃないか。私はこういう感じがするのです。だから自立経営といふものを中心にして、家族労働力の燃焼ということだけで、経営規模の拡大が一つの限界に來ているわけでは

から、それを打ち破って経営規模を拡大していく、それが協業の形になりあるいは共同化の形になる、いろいろの場合があると思いたすが、その場合、そういった方向を推進するような施策が集中的に行なわれてくれば可能なんじゃないか、こういう私は考え方をするわけですが。○政府委員(昌谷孝君) 私も同じことを考えておるように思いたす。協業経営が成り立ちにくい状況というのは、先生御指摘のとおりでございます。これは自立経営がなかなか育ちにくいことと同じことに根を發しておると思いたす。また同時に、もう一つ観点を變えて申せば、そういうことでございませうが、同時に現在までの農家が利益の分配でありますとか、そういった面について家族経営内部でも、一つの近代的生活習慣を身につけておりませうから、そういう方々がいきなり共同経営というふうな、より進んだ貨幣計算的なものを必要とする経営になりまして、壁にぶち当たるというふうなことがございませう。その意味では、協業経営も自立経営も、同じような背景のもとに、同じような苦しみと味合はされておるものが現状だと思いたす。そこで、そういった中でただそれをこまねいていないで、せめて大型の技術を導入し、大型の販売組織を形成していくというところになりますれば、協業組織といふものを媒介として、そういったものを実現していくのが近道と申しますか、一つの手段だと思いたす。構造改善事業はまさにそういったことに、そういう当面の課題をそこにしぼって

やっておりますと申ししましても過言ではない事業なのであります。そこで、そういったものの、つまり協業組織は生まれた限りにおいては、そう簡単にくずれないと私は思いたす。もしくずれたらいたしませんならば、それは導入した大型技術が技術としての未完成のまま、あるいは現地の適応の調整が十分ついていない。大型技術が入り込んだ場合には、その結果が思わしくないというところで、壁にぶち当たる場合がございませうが、しかし、大型技術そのものが、かなりの程度に現地に適応性を持ち、また農家の方々の技術水準がそういった大型技術をこなすに足るだけの水準に達しておられるようなところでは、十分長期にわたっての継続性の期待できるものを持っているように思いたす。たとえて申せば、最近各地に出ております水稲を基幹作物にした構造改善事業の場合には、技術の内容そのものからいえば、まだまだ不十分なものがございますけれども、先ほど政務次官もお話がありましたように、受けます農家の側の技術水準が非常に高い、また農家の技術水準が非常に高くなつておる。したがって、導入された技術の十分でないところを農家が補って、適応性が非常に高い、という点、そういう意味で水稲なり果樹なりの大型生産、大型技術体系はかなり地についたものとして今後進展を見ることが思いたす。そういう意味合いで協業組織という形を使つて大型技術の導入は、技術の内容のアジャストさえ誤らなければ、やはり今日のような困難な時代でも、協業経営が少なくなるような壁にはぶつかることなく、成果をあげていけるものというふうな考えで

おります。構造改善事業がねらってお
りますもの、まさにそこそこであるこ
とでございます。

○矢山有作君 農業構造改善事業が協
業経営の方向をねらってあるのだとい
うことを盛んに強調されるのですけれ
ども、私は内容を見て、あまり強く強
調されるほど協業経営の方向が打ち出
されているとは思われないのですが、ま
あそれはそれとして、要するに、家族
経営を主体にした農業の考え方という
ものは、もう限界に達したということ
は、これはもう意見が一致してあると
思うのです。限界に達していませんか。

○政府委員(昌谷孝君) 私が構造改善
事業である申し上げておりますのは、
協業組織でございます。協業組織とい
うのは、家族農業経営を前提にして、
その欠陥を補うものとして私どもは
非常に有効な手段として推し進めてい
るわけでございます。これが自立経営
につながるかと、それとも先生のおつ
しやるような協業経営にまで上がつて
いくか、これは今後の客観情勢と関係
農家の意識の問題だと思ひます。これ
は政策がどちらと定めつけていくべき
問題ではないと思ひます。そのような
意味合いで、家族農業経営が限界に達
しておりますか、あるいは協業組織が
壁にぶつかっておりますかというよう
なことは私は考えておりません。

○矢山有作君 やじなんか気にする必
要はない。いまの農業の置かれてい
る状態というのは、真剣に考えたら、お
互いが心配しておるとおりなんだ。家
族経営労働にたよるといふ経営の形だ
けで、経営規模を拡大して農業の近代
化をやろうなんてとんでもない話だ、で

きない。だから、その点ではあなたが
おっしゃったように、いわゆる家族経
営というものを当面一つの中心にする
にしても、その中で協業経営を推進し
ていくのだ、それが共同経営の方向に
発展していく、これではいけないとわ
れは考える。だから、あなたのほうの
指導は、それはいろいろな制約がある
のかもしれない。しかしながら、ほと
うの近代的な経営にもつていこうとい
うならば、やはり共同化という方向を
最終的には考えていかなければなら
ぬ。共同化が直ちに、この間赤城農林
大臣が言われたようなソ連のコルホー
ズにつながるなんていうことはとほけ
た人の言うことで、そんなことは考え
る必要はない。共同化が直ちにソ連の
コルホーズにつながるものではないの
ですから、その点はよく考えて進めて
もらいたい。この議論をやっている
いつまでもたっても果てしがないので、
ひとつ方向を変えて農業構造改善事業
というものが、最初に私が指摘しまし
たように、なかなかかはかしく進ん
でいないのです。この状態では、たし
て計画どおりやれるのかやれぬのかと
いうことも、一つの問題になると思
うのですが、農業構造改善事業が順調に
進まない原因というのですか、その原
因はどういうところにあるかと考えて、
どういう手をいま打っておられるの
か、ひとつお伺いしたいのです。

○政府委員(昌谷孝君) 構造改善事業
が計画どおり進まないというお話で
ございますが、私も必ずしもそうは
思っておりません。なるほど予算で用
意いたしました二百地区が実際にやり
ましたときには、百七十何地区にか

なっております。また二年目が二百二
十九地区というふうなことになるてお
りますから、その面だけをとりえて予
定どおり進んでないという御指摘も、
やむを得ない御指摘だと思ひます。け
れども、しかし、私も必ずしも数を
たくさんやるだけが、この事業の趣旨
ではないと思ひますので、必ずしもそ
の面からだけでは悲観をしてはおりま
せん。ただ、御指摘のように予定ど
りの地区数が進まなかった一番大きな
理由は、やはりこれだけのと申しま
すか、先ほど大型技術あるいは大規模生
産、大規模販売ということ協業組織
等を活用して導入していくということ
を申しましたけれども、そのこと自体
が、やはりまだ現在の農村では相当の
困難を伴う問題でございます。で、具
体的に申せば、そういったものを可能
にするための基盤整備をとりまして
も、かなり広い範囲の農家がそうい
った意識を、共通の意識を持って、そ
ういった新しい農業のやり方に進まな
ければいかぬわけでございます。すな
わち、そういう面で土地基盤整備につ
いての同意が当初計画したとおりにな
らないとか、あるいは同意の得られ
る時限、日時が予定どおりの日時に同
意が取りつけ得ない、そういったこと
でブレズレになるということとは、これ
はやむを得ないことだと思ひます。し
たがいまして二百を予定しましたもの
が、当該年度にはそれだけの数に終わ
りまして、決してそこで計画を立て
て、構造改善の論議をしたことはむだ
には終わっていないわけでございます
で、近い将来には、そういったところ
が新規地区として必ずや出てまいり
ます。そういうこと

今後の伸展ということ、そういった機
運の成熟ということやはり十分期待
ができると思ひます。そういう
意味で土地基盤整備についての足並み
のそろった同意が予定の期日までに得
られたいという点が、おそらくこの
事業のスピードが思うように上がらな
い一番大きな原因のように思ひます。

なお、大型技術そのものに對する不信
あるいは危惧といったようなことも、
原因をなしておると思ひます。それら
は成功事例を知らんになっていただく
ことによって、逐次そういう不安感
は解消しておるように思ひます。それ
からも一つ、私もこの事業を
全国の農村に進めていく場合の一つ
の難点は、やはり都市近郊と山村の特
殊な事情でございます。平均的な平場
農村でございますれば、いまの構造改
善事業の仕組みで地方農政局がかなり
弾力的な計画認定をやっておりますか
ら、それほど特に問題がないように思
ひます。やはり都市近郊なり農山村と
いったようなところになりますと、同
じ平場で通用するのと同じ大型技術、
同じ大型販売方法がそのままではま
らない。そこで、それらのところでは
は、やはりそれらのところにあつた
大型技術、大型販売組織というもの
のあり方を検討する必要があるように
思ひます。その点の検討を今後積み重
ねていくことによって、都市近郊なり
山村なりについての構造改善事業が地
についていくんじゃないかと思ひま
す。やはり相当程度の地縁的な広が
り、参加農家戸数を必要とする事業が、
現在、構造改善事業でありますから、
都市近郊とか山村とかいうことにな
りますと、すぐれた企業家は農家がお

られる反面、全く生産意欲のない二種
業農家が存在しておる。あるいは山
村のように半自給的な農家が数多く
在しておられるとか、そういった事情
がありますので、いまの構造改善事業
の内容としております大型技術がその
まま適用しにくい、これらについて
は、本年度も一回現地について十分
調査をいたしました上で、あるべき姿
を打ち出したい。現在の現状
では、現在の実施基準の緩和と申しま
すか、手直し程度のものが現地から
なり強い要望として出ております。け
れども、私は単なる実施基準の手直し程
度では、ほんとうにはそういった都市
近郊なり山村なりの構造改善事業はむ
ずかしいのじゃないかという意味合い
で、慎重を期してもう一年研究させて
いただくことにしております。構造改
善事業の伸展上当面しております困難
な問題というのは、当面その辺のこ
ろではないかと思ひます。

○矢山有作君 どうも張り合ひのない
答弁をもらって、いささかこつちも
弱っているのですがね。最初あなたの
答弁の中に、数の多いことだけが能
じゃないというふうな意味の答弁があ
つた。これはよくは農業構造改善事
業というものを最初に計画されたとき
の農林省の考え方というものと、選挙
を控えて三千一百の町村にこれをばら
まいたその行き違ひがそこに端的にそ
のことばの中に出てきたかと思ひます。
私どもが聞いておるのは、農業構
造改善事業を計画するときに、三千百
の町村にばらまいて、一億一千万そこ
らの金でもって農業の構造改善なん
てやるわけがないというところから、
そういうような計画は農林省では考え

ておらなかったというふうに聞いておるのです。それがたまたま選挙を控えて、これは選挙の票集めには三千百の町村にまゐるでばらまいておったほうがよからうと、こういうことになって、最初の農林省の考え方がどこでどうなったか知らぬが狂って、三千百に総花的にばらまいたと、こういうことになった経過が、あなたのいまの答弁の中ではしなくもうかがえる。ところが、それはそれとして、いま農業構造改善事業が進まない理由としてあげられれていると思うのですが、大型の技術になじんでいないとか、土地基盤の整備云々だとか、あるいは都市近郊の農村においては、いまの構造改善の実施基準をそのまま持つていくということには問題があるとか、こういう点があげられたと思うのですが、それもそうかもしれないんですが、構造改善の事業が進まないという理由はもっとほかにあるのじゃないですか。これは、私は農林省のほうへ、農林団体からも、いろいろな方面からも、構造改善事業にはこういう欠陥があるのだ、こういうことで進まないのだということは言っておるはずなんです、御承知だと思つておる。たとえば資金の問題だとか、あるいは農産物の需給調整、価格安定の問題だとか、その他いろいろあるはずなんです。そういう肝心のところが整備されていらないから、構造改善事業が進まないのじゃないですか。大型技術になじんでいないから進まないというんじゃないでしよう。大型技術になじんでき、あるいは土地基盤の整備が、大型機械を導入して、そして経営が能率的にできる、そういう基礎を

整えるための手段、方策というもののに不十分な点があるんじゃないですか。
○政府委員(昌谷孝君) 私が先ほど教の多いばかりがと申ししたのは、若干説明を必要とするようでございますが、私も、申しました意味は、拙速をとらばないという意味でございます。あとで補充しても申し上げましたように、いずれはそれらの地域でも構造改善が行なわれるわけでございすけれども、やはり土地基盤の整備とか、個々の農家が納得した上でなければ効果を発揮しない事業でございますから、無理じいをしていという意味で、むしろ弾力的に現地に臨んだ結果がこうであった。しかし、その成果は必ず何年かには構造改善事業の計画の練り直しをし、また計画の同意を得直して、必ず実現してくるものと確信しております。その意味で、決して足を踏んでおるといふふうには考えておりません。それから困難な理由が、私が述べましたもののほか、たとえば資金量の不足でありますとか、価格、流通対策の不備があるのではないかと、このお話であります。それは確かにこの事業の推進のマイナス面としてあるもの、数えあげれば、あるいはそういうものも一つかもしませんけれども、私自身は、それは中心のこの事業の障害というふうには考えておりません。と申しますのは、資金の面の問題にいたしまして、これはいづれにしても限りのあることでございます。そこで、一応こういう事業計画でやっていたら、さらに本年度は第二次事業というふうなこともあわせ考えたのも、それらの事情を緩和するための方法でございます。で、第二次事業を

やるということにきめました関係上、その面の困難は一応排除できたというふうには私は考えて、特に申し上げなかつたわけでございます。また融資単独事業を拡大したり、それらの点で昨年あたり言われておりました困難の問題は、今年度解決をした、完全な解決とは申しませんが、ある程度の解決をみたというふうなことで、あえて申し上げなかつたわけでございます。それから流通関係、価格関係の問題というのは、これは構造改善事業地区であらうとあるまいと、私は今後の農政の課題として、当然その問題があるべき方向に前進をいたしませんと、日本農業全体の進歩発達ということは期待できない。その意味では構造改善事業にのみ限定された障害というふうには考えておりません。むしろ現在の乏しい農産物の価格政策なり流通政策の中で、構造改善事業をやったところとやらないところと、どちらがいいんだらうかというところで、従来どおりのつくり方、売り方を続けておられる村と、新しい大規模生産、大規模販売の手法を取り入れられた村では、現在の乏しい農産物の流通政策、価格政策の対応としても、むしろ競争力がその構造改善事業で新しい手法を取り入れられたところの方がより強靱であることは、これは疑いのないところでございます。したがって、片方が整わなければ何にもならないというふうな態度でおられるなら別でございますけれども、両方相まって日本の農業をよくしていこうというところでありますれば、当然現在の乏しい価格政策、流通政策の中であつても、つくり方、売り方を近代化

していくことが当然必要なことで、またそれによって流通政策、価格政策の恩恵を強く受けるわけでございますから、その意味で構造改善にとつての特別の障害というふうに見るのは、いかにかと思ひます。また構造改善事業を通じて新しいつくり方、売り方が一般的になつてまいりますにつれて、私も、いま非常に困難をきわめております流通対策なり価格対策のあるべき姿を、またそういう生産基盤の上に組み立てることによって、ほんとうに有効な流通政策、価格政策を成立する基礎を持つておられないか、そういうふうになさへ思つておる次第であります。
○矢山有作君 それじゃ局長、あなたは私がいま言ったことは農業構造改善事業推進の中心的な障害ではないと言われたのですが、中心的な障害は何ですか。
○政府委員(昌谷孝君) 先ほど申し上げたところで尽きておると思ひますが、しいて観点を……
○矢山有作君 いまおっしゃったのが中心的な障害ですか。
○政府委員(昌谷孝君) 先ほど申し上げたことで尽きておると思ひますが、表現を変えて申しますれば、やはり新技術と、それを取り入れて構造改善をしていくための主目的の成熟と申しますか、そういう自立経営なり、共同経営が成立するための困難な事情と同じ事情がやはり根本的には、構造改善事業にこれは限らないと思ひますけれども、いろいろの農業政策を進めていく上での中心的な困難だと思ひます。
○矢山有作君 それは本末転倒じゃありませんか。新しい技術を取り入れて

主目的の条件が整つてないから、農業構造改善事業が進まないというのは、本末転倒ですよ。いまの農民は、自分の農業を合理化し、農業の生産性を上げようというところで、これは農林省からとやかく言われぬで、自分自身でそれなりに苦勞しているわけですよ。そうすれば、こんないまおっしゃったものが中心的な障害じゃないのですよ。いまおっしゃったものを農民はやりたと思つて、新しい技術も取り入れたと思つて、そして新しい技術を取り入れてその技術が十分生かせるような土地基盤整備をやりたいと、農民は思つておるのですよ。思つておる。ところが、それができない条件がほかにあるのですよ。だから農業構造改善事業が進まない。そのことは、私が先ほど指摘した資金の問題であり、あるいは流通の問題、価格の問題だと言ふのです。あなたは、構造改善事業が進んでいけば、価格の問題についても生産性が上がるから、より有利になるだらうと、こうおっしゃる。ところが、たとえば一例をあげて言いますと、いま農業構造改善事業、選抜的拡大ということが一つの中心になつておるでしよう。だからその中で非常に大きなウエートを占めておるのが畜産じゃありませんか。ところが、その畜産が、今日という事情にあるかというところは、あなたは御存じでしよう。畜安法という法律ができて、豚の値段はその法律があつた以前よりも、暴騰暴落を繰り返す、牛の乳はあなた御承知のように安定基準価格というものは、生産費をはるかに割つたやうなことで、幾ら選抜的拡大、構造改善事業

をやるのだと言ったって、価格に安心の持てない農民が、自己資金の投資をやりますか。借り入れ金をやったって、その事業をやりますか。あなたの事業は、その本末転倒なんですよ。われわれはたとえ価格の問題について言え、価格政策を徹底して価格を安定させて、農民の所得を保証してやれば、何も太鼓をたたいて、米麦よりも畜産だ果樹だと言わなくて、畜産や果樹は米麦並みに所得が保証されるというところになれば、畜産や果樹を導入するにいいという地域では、これは導入していきましょ。ところが価格が非常に不安定、米をつくっているところが非常に有利だから、農業構造改善事業の中で、畜産だ、果樹だと言つても、あるいは米麦からの転換をすすめても、それが進まないのじゃないですか。それが進む一つは、それじゃ構造改善事業をやつて、基幹作物として米を選ぶ、あるいはそれに組み合わせてミカンを選ぶ、あるいは乳牛を選ぶ、いろいろなやり方があるでしやう。ところが、それに対しての長期の需給計画がどうなるかというところについて、農林省は確たる見通しを持っておられますか。構造改善事業がどんどん進んでいった場合に、はたして卵があり余つて困るというところは起りませんか、あるいはまた乳があり余つて困るというところは起りませんか。あるいは反対に足りないものが出て困るというところは起りませんか。そういう方向について、需給の長期の見通しというものが確固としたものがあり、さらに価格が安定されておれば、これは構造改善事業でやれと言え、農民はやつていくと思うのです。ところ

が、その不安がぬぐい切れぬから、農民は幾らあなた方がすすめても、半強制的なところまでいかぬというところ、構造改善事業をやろうとしない。資金が不足だから自分が金を出さ、借り入れ金をする、そういうことをやってみてやろうとしない。これが実情なんですよ。あなたが農林省の机の上で考えられれば、いま言ったようなあなたの答が出てくる。われわれがいなかを歩くと、あなたとは反対の結論が出てくるのです。その辺をよく認識されぬというところ、構造改善事業というものは進みませんよ。なるほど、今度の金融関係法の改正で、多少金利の下げられた点もありましょ。貸し付け期間の多少延長された点もありましょけれども、それだけで問題は解決されてない。資金の問題一つとして見ても、たとえば土地基盤整備のような長い期間にわたつて固定的な投資になる、そういうものは農民の中では、国でやつてくれという声が強いわけです。一つのこれは社会資本の強化じゃないか、土地基盤整備は。だからこれは国でやつてくれ、こんなに長期にわたつて固定する金を、農民は出すわけにいかぬという声があるのです。価格の点については、先ほど言つたとおりです。だからあなたの言つておられるのは、その一番肝心なところをはずしちゃつて、その次に出てくる問題を言つておられるわけですよ。

○政府委員(昌谷孝彦) 私ここで議論をするつもりもございませぬし、たしまたしけれども、いま先生がお取り上げの問題は構造改善事業本来のねらいから始められまして、構造改善組織対策事業のねらいなり、その機能なりについで、の範囲、角度からの問題の御提議であります。したがしまして私といたしましては、農業構造改善の問題のあり方と、その中の構造改善事業の対策事業のなすべき役割、そういう見地から、そういう行政の推進という見地からお答え申し上げておられるわけでありましょ。で、価格政策について、よりよい価格政策がある種の農産物については、現状において必要なことは、私も先生のおっしゃるとおりだと思ひます。そういうことであれば、現在の構造改善事業はよりよく進むであろうことは疑いありません。しかし、構造改善事業を進めるといふことは、価格政策が一步前進しなければ、構造改善政策は何もやれない、そつちのほうができるまでは構造改善政策は足踏みをしておる、また足踏みをしておつてよろしいわけのものではないと思ひます。したがしまして、それらのところは、それらの総合的な農業政策の一環として、それぞれ必要な進歩充実に進んでいく中で、構造改善事業、構造改善促進対策事業という事業を推進いたします角度からなつての中心は、特に取り出してお答え申しておる次第でございます。そういう意味合いでございまして、議論がささか食い違つたかと思ひますが、その点は御了承いただきたいと思います。

○矢山有作君 それは農業構造改善事業が初期の段階にあっては、局長がおっしゃつたように、多分に農民の間に期待を持った向きがあつたんです。これは事実です。ところが、それが実際に進行していく中で、幾多の矛盾が出てきた、それで足踏み状態が生まれたわけなんです。だから、私はじゃあそれなら価格政策その他が整うまで、構造改善事業をやるともやれども、そんなことを言つておるのではない。構造改善事業を進めていくことが、日本の農業の近代化に役に立つというお考えでやられるなら、その構造改善事業が農民にスムーズに受け入れられるような施策というものが相伴わなければならないのじゃないかと申しておるのです。ところが、現在の農業構造改善事業の受け入れの状態というものを、もう一べんあなた地方を歩いて調べてみることで、これは農林省が構造改善事業をやられるといつて府県に言う、府県は市町村を勧誘する、市町村の末端の職員は百姓家を歩いて、どう言つて歩いていきますか、とにかく構造改善事業をやつてくれ、やつてくれなければ市町村が県に行つておこられ

るのだとこういつて歩いていきます。つまり現在の構造改善事業というのはあなた方が期待しておるのと反して、現地の農民にはあまり喜ばれていないのです。その喜んでいないものをやらせようとするから、一番末端の職員が農民を説得する、農民のところへ行つて頭を下げて、とにかくもやつてくれと歩いておるのが現状です。そういうことになっておる。だからそれは繰り返すようですが、スムーズにするためには私が先ほど言ひましたような、資金の面でもっと本格的な考え方が出てこなければならぬと思ひ、あるいは需給の見通し、価格の問題等についても、農民が安心して構造改善事業に取り組むという態勢を、農林省が精神的につくり上げてやらなければいけません。それを農林省はあたかもよそことでは、これはせつかつの構造改善事業も進みませんよ。それが証拠に見てごらんさい、三十六年、三十七年、ずっとあなた方から出されている統計を。最初は畜産なんというものが構造改善事業の中で非常に大きな比重を占めておりました。三十七年度には畜産の比重がものすごく大きいわけですよ、八六・二%、ところがそれが三十八年度になると五一・一%に落ちてしまつた。これは畜産を選択的拡大で構造改善事業の中の基幹作物として取り入れようとしてやつた、三十七年度にはそういう気持ちで非常に強かつた。ところが、あの豚の肉の暴落で非常に衝撃を受けたあるいはさらに引き続く乳の値下がり、で衝撃を受けた。だから畜産というものの比重が非常に目に見える

ほど落ちてきているでしょう。だから私はあなたのしゃれたことは、末のほうのことを先に取り上げていらっしゃるんで、もっと根本のほうを考えていただくかぬといかぬ、こういうことを言っておるわけですね。しかしまあ、局長を相手に議論しても始まらぬことで、こういった問題は、また農林大臣のほうから、どういふお考えか考え方を私は承りたい。しかしながら、私は少なくとも大臣よりも農林省のあなた方のほうがより専門家だし、より農林省という立場から農民の立場に立つて、ものをあらいは強く考えておられるかもしれないと思つたから、あえてこういう問題をきよう持ち出してみたわけなんです。ところが、私の受けた印象では、農林省のほうに意外そうした問題については御存じない面があるし、案外熱意がないといふことを私は感ぜざるを得ない。これなら農林大臣へハッパかけて、もう少し事務当局を奮励してやってもらう以外にはないわけですね。

○政府委員(松野孝一君) 長々といふ御意見がありました。それは、私も、もともとの点は多々ありますが、農業基本法の第二条にも国がやるべき施策といふものは、ずっと並んでいます。その点はみなあなたがしゃれたとおき、われわれも全然さういふもの無視しては行けません。豚の価格だって、畜産事業をこしらえて価格を考へておられます。それから乳牛のことについてもそうです。ただ、それが十分満足いくほどにいていないといふ点は、それはそうです。それからビートの問題でも御審議をいただいたし、価格も重要な問題だといふことはよくわかつており

ます。そう皆さんの十分満足のいくようにいていないといふ点は、なるほどそうだと思いますが、順次情勢に応じて考えていかなければいかぬ。そうかといふいま局長が答弁されたように、大型機械になじまないとかさういふ点は多々あります。それから土地改良も十分でない、その資金の面も、融資の面も十分でないといふ点はわかります。価格面たいへん強調されるようでありますけれども、価格面だけでも、まだ十分でないと思ひますけれども、しかし、われわれはその面も考へ、また土地改良の面、あるいは大型機械を導入する面といふような点についても努力して、構造改善事業をやつていきたいと思います。みんな反対であるとは私は考へておりません。われわれもしばしばいなかを歩いておりまして、秋田県、秋田県を考へると、ことしは十以上の地区がやりたい、よくやくこう軌道に乗つたやうな形になつております。必ずしもさうばかりでもないように私は考へております。

○矢山有作君 それでは、私は、はかに、まだ構造改善事業の問題について、実施基準の運用の問題とか、あるいはまた農業構造改善事業を行なう地域の問題等について、いろいろお聞きしたい点があるわけですね。しかし、いま松野政務次官が勢い込んで立ち上がられて、多分に日本の農業の将来について相当な意気込みを持って取り組もうとするやうな私は、いま姿勢を、気持ちを感ぜたわけですね。したがつてさういふ気概で、ちょっとずれたやうな感じのする農林省を奮励していただいで、ひとつ構造改善事業がより進ん

で、そして日本の農業の基本的な弱点である零細性を脱却する方向にまで発展するやうに、私は松野政務次官のその気概に感心をいたしまして、質問を打ち切ります。

○堀本宜実君 きわめて常識的なことを二、三伺ひをいたしたいと思ひますが、これは全く常識的なことで、私はあまり研究もいたしておりませんが、きのう渡辺君が改良資金の問題でいろいろ伺ひをした中で、私もまたたま考へておつたやうなことを御質問になり、それに局長がお答えになつたのですが、私はさういふ資金と、指定だとか特認だとかいう区別のつかない、どこに境があるのか、境はないんでしょ、ないはずなんです。しいて理屈をつけなければならぬことではないが、理屈とさういふ言ひをするところ、何といふか、行政といふか、お役所式といふことがうかがわれる。そこで地方の実情に応じて、最も農業の生産拡充のために、向上のために行なわれるやうに指示をして、おいて、そしてさういふことをそれぞ

の地方で進めていくのですから、日本の農村、農民といふことも、みんな形態が違つておるのですから、私は、それがために地方農政局といふものをつくつた。さうでない、いつまでも農林省がそれを監督したり、引きつづいて、いいの悪いの言つて指図をするというなら、地方農政局といふものはもう浮き上がつてしまふのでありますので、一応法律をつくるためには、その根拠になるべき意見といふものを規定しておいて、あとはもう自由に私は

やつていただくやうに、ことに農政局にお伺ひを立て、そしてまだ中央のほうまでお伺ひを立てて、いいの悪いの机の上でおっしゃることは、少しおかしいのではなからうかと思ひます。これは常識的なことで、す。理屈を言う意味ではございません。そこで局長はどの理屈は知らぬ。しかし、常識的にはさういふことが必要なのではなからうかと思ひますが、そのことについてひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(富谷孝君) 私も全くこの種のものについては、御趣旨のやうに運用すべきものだと思つております。ただ予算の編成過程なり、法律の御説明の過程なりで、いま堀本先生おっしゃつたやうな天衣無縫な答弁を私ども役人がやりますと、かえつてまことに不慮なといふやうな思ひつきが行政をやつていくやうになりますので、いろいろと意のあるところをおおかりいただく材料として申し上げてはおりますけれども、運用の本来の姿は、さうありたいものと思つております。また、改良資金につきましては、現地、県段階以下におきましては、やれ指定事業の特認事業のやうな区別はありません。たださういふことで昨日渡辺先生に申し上げましたやうなことで、県の事業計画ができまふといふと、それは特認であれ、指定であれ、区別のない改良資金でございます。おそらく今後ともさういふ運用をさらに強化していきたいと思ひます。したがつて、地方農政局の権限も、今度の法律改正の機会にさらに強化をいたしまして、原則的には、中央へは何も御相談

の必要がないやうにしたいと思つております。さういふ行政運営をやりますつもりでございますので、私どもが本省で一つこまかいことまでわからなくなつてまいと思ひますけれども、その辺のところはまた御容赦をいただきたいと思ひます。

○堀本宜実君 いまのお答えで全く安心をいたしました。さういふやうにお取り扱ひ願わないといかぬ。そこでね、私はもう一つ飛躍をして、そこまでおいてになるのなら、さういふことに金を使つてはいけぬのですよといふ、使つていけないものはお示しになつて、技術導入、生活改善、後継者対策といふやうな大筋の荒々しいものは掲げておいて、旅行をしたり共同でバスを借り切つて金を借りてよそへ見に行つたり、無利子だといふのでさういふレジャー的なものに使つてはいけませんよといふやうなものを掲げておいて、むしろ良識に待つた指導に移すべきものではなからうかと思ひます。これは特認だとか指定だといふにしても、昔の風呂屋と同じで、男湯と女湯と、のれんが別にかかつておるけれども、湯は一緒なんです。だからさういふ入り込む口だけを別にのれんをぶら下げる必要はない、さういふのが私の理論でございますので、特に取り扱ひ、運用の面で、十分弾力的にやらないことと同じです。それならば、最初からないほうが賢明でなからうかと思ひますので、申し上げた次第でございます。

それからもう一つ私はちょうど局長さんにお願ひすることをかためてまとめて申し上げますが、よくからうかと

思います。人の話を聞いて、そして自分がそれに似たような話をするのは、まことに不自然なことだと思ふのです。構造改善の問題なんです。構造改善の問題を私はここで理論的に取り上げようとは思わないのです。特に日本の地勢からいいますと、大きい何十万の都市にもインシシの出るところがございまして、都市という、いかにもはでなところのように見えますが、日本の地域をのぞいたらよくわかります。大体一七〇程度、いまは一七〇までないと思ひますが、耕地であつて、あとは山林原野あるいは宅地、河川その他になつてゐると思ひますので、そういうようなところを対象として耕作をする農業というものを、土地基盤といひますか、生産基盤にのみ重要なポイントを置いて行なわれる構造改善というものは、山村といふもののほうに活用がでないわけでありませう。これはもう御承知のとおりそこにお気づきになつて、政府は多額の調査費を出して、今回山村方面における構造改善はいかにあるべきかといふことを、いま御調査になることでございませう。私は若干おそいきらいはありましたが、まことによい考え方であると思ふのでございませう。そこでやはり幾ら調査してみても、調査で地帯が変わるわけではないのであります。これは、調査がおくられていままでも山村といふか、あるいは山ろく地帯の農業を見なかつた人が見るのならば、よい発見になり、珍らしいものを見たといふことになるかもしれせんが、昔からある、三千年来続いて山村といふものはあるので、いままさら調査してみても格別なことはないと私は思ふの

であります。この山村方面を別に切り離して、山村振興というような立場でこの構造改善の事業を取り上げるというお考えでいま調査をしてゐる段階だから、私がそう建設的なことを申し上げたとしても、それはよからうと言われぬことは知つてゐます。またそのおっしゃつてくださいという意味ではないが、そういう御調査をする段階に立つて構造改善、構造改善、どこまでも構造改善という名前がつかなければ、いかに悪いといふのではなしに、山村振興というやうな形で取り上げるこのほうが、もっとスムーズだといふふうには私は最近思つてゐる。いろいろな事例がございませうが、時間がございます。五時を過ぎますから、皆さんお帰りのようでお支度をしておられますから、もう重ねて申し上げませうが、そういうふうな説を述べた議員もおつたといふことを、ひとつ御記憶をいたしておきたいと思ひますが、それに関して何か御意見がございませう。

○政府委員(昌谷孝君) この改良資金の運用のしかたについては、御注意の点は私どもも十分注意して御趣旨に沿つたいと思ひます。実はこういふ形で無利子の貸し付けを拡充いたします前の段階で、私どもが描いておりました一つのものの考え方は、まさに先ほど先生がおっしゃつたやうなもの考へ方を実はしたことがあります。消極的ないわば使つてはいけなもののだけきめて、あとは農家の自主選択にまかすといふやうな方向でやつてみてはどうかと思つた時代もございませう。たゞ、そういうふうにはいたしません。これは、果に一つの特別会計で管理して

るといふのでは、いかにも無理なやうでございませう。今後この資金の拡充が年を重ねていくにつれて、私は将来この資金を果一本でなしに、町村ごとに分けて持つといふやうなゆとりが出てくる時期が一日も早くくることを望んでおります。そういうことと相伴つて、いま御趣旨のやうな資金の使われ方が、実現を見ることが可能なものではなからうかといふふうには考へておりますので、また御援助を賜つたと思ひます。

それから構造改善事業の調査を山村でやるにつぎましては、確かに遅きに失する面もあるものでありますが、構造改善事業のいまの実施基準で、山村でも十分やりこなせていく場所もあるわけでございます。たとえば養蚕とかあるいは酪農とか、あるいは果樹とかいふものを基幹作物として、その山村の特種な条件をむしろ逆に生かして構造改善、いわゆる私の申し上げます大規模生産、大規模販売の利点を實現していかれる場所もあつた。したがつて、そういう趣旨を、そういう気運の熟している山村と熟していない山村といふいろいろあると思ひます。そういう面では、現在の持ち合の構造改善事業がうまくできるかどうかといふ点については、ここ一年時間をいたして、さらに組み立て直しをやつてみたいといふことでございませう。なお、先ほど多くの山村の中には、非常に自給的色彩の強い、まだ商品生産といふものになじまない山村もございませう。そこらのはうでは大型技術、大型販売を説いてみても、それの利点が那邊にあるかの理解も十分

分いただきかねるやうな場所もございませう。そういう場所につきましては、構造改善事業以前の段階と申しませうが、構造改善事業の利点、長所を申し上げます以前に、やはり山村の基礎条件の整備といふやうなことを先行いたしませうと、構造改善事業自体も生きない、また受け入れられる基盤がないといふやうなところもございませう。そういうやうなところについては、御趣旨のやうな別の角度のやうな地帯の振興方策を、構造改善事業と並行あるいは先行させるべきではないかといふ点は、私も全く同感でございませう。そういう意味で今後施策を進めていくといふ思つておりますが、そうなりますと、ひとり農林省だけの問題ではなくて、広く関係各省にまたがる非常に包括的な問題でございませう。そういう角度からの問題の提起もあわせて考へていきたいと思ひます。

○堀本宜実君 もう一、二点、この機会にお伺ひしたいと思ふのですが、私は方向を変えて、経済局長さんが適當なのか、あるいは農政局長さんが適當なのか知りませんが、金融という面では、経済局長さんのほうが適當であると思ひます。あるいは無利子の金の運用といふことで、農政局長さんのほうに御関係が深いかと思ふのですが、どうぞひとつ自由な立場でわれわれの尊敬する両局長でございませう。どちらから御答弁いたしても、あえて気にするものではないのであります。そこで、中小企業の近代化のための施策と農協同組合との関係についてお伺ひをいたしたいと思ふのでございませう。この中小企業近代化のための施策といふものが近年いろいろな形で

○政府委員(昌谷孝君) 私のはうで手元に調べた資料を持っておりますので、便宜からお答え申し上げます。この資金は無利子でございます。それが資金の造成の方法は、国が半分、県が半分、農業改良資金の場合、国が三分の二、地方が三分の一でございます。これは半々で資金を造成しております。それで、三十八年度で申し上げますと、三十八年度の貸し付け実績で、中小企業高度化資金の合計は五十二億です。それから、それに対応して中小企業設備近代化資金のほうは百十四億円、このほうが歴史が古いわけでございます。現在ではその程度の貸し付け規模でやっているようでございます。

○堀本宣実君 そうすると、この百十四億と五十二億と、百六十六億、これは三十八年度でございますが、三十九年度には、たしか二十九億アップされて、追加されているのではないかと、私は思っているのですが、しかし、よくわかりません。そこでそういうことになりましたと、その三十九年度でも追加されているはずでございますから、相当な額になるわけですね。農林のほうは四十五億何がし、若干端数がありますが、四十五億であったかと思ひます。これは、歴史が浅いと言へば言えるのでございますが、私は同じようにいまの生産性の低いという立場で、将来国が救済をしていかなければならぬ、画期的な、革新的な革命的な施策を講じなければならぬという範疇に、双方とも入っている産業でございまして、そういうことからいくと、少し少ないように、農業のほうは少ないように思われます。しかし、少な

いというても、多いというても、ここで議論する意味ではございません。そこで、私はその金が——ここが大事なところなんでございまして、ひとつはお聞き取りを願いたいと思ひます。その中小企業高度化資金というものは、どういふものに貸すのかということなんです。これは、もうお伺いせぬでも私よくわかります。生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査等の事業に関する共同施設について高度化資金を貸し付けるのである、こういうふうな法律が規定しているようでございまして、もうお伺いするに及ばせん。これはちゃんと法律が示しているのだから、そこで、その中に、農業の協同組合あるいは協同組合連合会というものが入れることになっていて、私は理解をいたしております。たとえば、中小企業等協同組合法の第八項第五号の規定によりまして、中小企業等協同組合連合会が、その定款において他の法律に基づいて設立された協同組合であつても、会員たる資格を与える旨が定められてあると、この法律を讀んでみると書いてある。ですから、他の法律で定められてたつまり組合においても、この中へ入られる、これは私はそうであらうと思ひます。ところが、現実には組合に加入しているのか、あるいは加入してこの恩恵を、無利子の金、少なくとも百七、八十億になつていと思ひますが、その恩恵を農業協同組合が受けているのかどうか。こういうことを聞きますことは、いま先ほど農政局長が矢山君とのやりとりでお話しがございましたように、私は重ねてオウム返しにこれを言う必要はないん

ですが、生産基盤の拡大あるいはそれ自体は経営規模の拡大に通ずるものである、あるいは流通制度の拡充は大型販売機構の整備である、こういうふうにおっしゃりそれが構造改善の中核をなすものである、こういうふうな理解してあやまちがないとするならば、たとえば商業的農業といわれるように、第一次製品を、つまり原始産業のままで、たとえば一つ例をとりましよう。イモをつくつても、イモをつくつて販売するというのでなしに、それをあるいは結晶ブドウ糖につくつて、そうして送り出しますとか、あるいはそれを二次製品にして今度販売をするとか、たくさんございまして、ミカンをつくりましても、ジュースに加工する、かん詰めに加工する。いままでの農業というものは、そのつくつたまを販売するということが多分の形態でございまして、構造改善といふものゝ示すところによつて、いわゆる共同施設によつて、弱い農業者が寄つて共同加工をし、そうして共同販売をし、共同輸送をするということにおいて、農業の所得を増していこうということが、構造改善のねらいでなければならぬ、それが農業の近代化であり、農業の合理化であると言われるゆゑのものだと思ひます。そういうふうな私の思うところと間違ひがなければ、要するに商業的農業であり、そういうふうな今日の、この協同組合のいま言う定款の中に入らるるのである、また入らずようになつていふんです。なつて

と思うんですが、どういふふうにお考えになりますか。と、先先生のおっしゃるようになります。資金は、先生のおっしゃるようになります。かなり拡大をしております。で、実を申し上げますと、確かに農業のほうの無利子の貸し付けは、新しい技術の導入というふうなものに限定して実行しております。関係上、それほど多額の金を必要としなかつたというふうな事情もございまして、今度やつと四十五億円の貸し付け規模、それを直に比較してごらんになりますと、いかにも中小企業のほうが行き届いていふかのごとくお考えになるかと思ひます。けれども、この点はちよつと注釈を入れたい。御理解いただきたい。つまり中小企業のほうでは、これらの施設と申しまゝは、すべて無利子の貸し付け金になつておりますが、農業の面では非常に相似たものが、まだいまの段階では補助の対象になつていふ。で、補助金が農業のほうではこれにかかわると申します。これは先行する一つの有力な助成手段、より程度の高い助成手段として補助金という制度が使われております。構造改善事業で、たとえば大型の集荷施設でありますとか、農産物の加工貯蔵施設等、すべてこれ補助の対象として取り扱つております。それに反しまして、中心企業のほうでは、それらのものはすでに補助の段階を過ぎて、本来ならば融資の段階であるべきであります。それを完全な金利のつく融資の段階に切りかえる過渡期的問題として、この出資金が年々、最近急速に拡充されてきたのが現状であらうかと思ひます。そういう意味で、この無利子の資金のワタそのもの

だけで、農業の施策と中小企業との施策とを直に比較いたしたくことについては、いまのような観点をまじえて御判断いただきたいと思ひます。それから、農業協同組合の食糧品等の加工施設になりますと、中小企業の個別企業あるいは中小企業の協同組合が共同施設として持ちます共同施設と、外形的にはまた機能的にもなかなか区分のしにくいものがだんだん出てまいらると思ひます。その場合、私どものほうは、いまのところまだ農業協同組合がこの中小企業の無利子の資金を利用して施設をしたという事例は接しておりません。また、特別の奨励もしてありません。このことは、農業協同組合の本来のねらいといたします使命と、中小企業協同組合なり、あるいは中小企業の資金が本来のねらいとしておりまゝとすると若干機能的な差があるといふことと、それからやはり現地にございましては、中小企業と農業協同組合との間には、歴史的な一つのまゝみぞと申しますか、何か相いれないものがある。感情的にもある。そういうこととが、中小企業の法制的整備等、つどまあ出てまいるわけでございまして、制度のたてまえ上は、中小企業の団体に農業協同組合が入つて入れないわけではないのでありますけれども、入ろうとする農業協同組合もございせんし、また、積極的に加入を呼びかける中小企業も現在のところはあまりない。ただ、いわゆる何と申しますか、販売規制といひますか、最近あります中小企業のいわゆるカルテル的行為をやります場合に、農業協同組合もそういった中小企業の規制の中に含めて規

制したいというところは、中小企業
の関連立法が議論されるつど、その方
面から持ち出される議論でございま
す。私どもは、むしろそういった際
は、農業協同組合は、いわゆる中小企
業とは異なり、零細農家の利益擁護の
ために特に設立された団体で、特殊の
機能と使命を持っているのであるか
ら、中小企業の一般的な規制の対象と
すべきでないということで、むしろ対
象外とするべきであり、そういった場
合のつど、施策をそういう方向でかじ
をとり、主張いたしてきております。
したがって、そういった契機から申し
まして、なかなか農業協同組合がこの
資金を使うというところは、なじみに
い問題のように私は思うのであります
けれども、御指摘の点は、ある意味で
は私もその盲点でもあります。農業協
同組合の皆さま方のものの考え方の盲
点でもあります。また、私どもの農政
担当者の盲点でもあったようでありま
す。十分反省いたしまして、利用でき
るものなら、そういうことも十分検討
いたしていきたいというふうに私は
思っております。

人、こういうようになっております。
現在の法律のもとでは、農業協同組合
はこの資金を借り受けられないのでござ
います。それから、まあいま農政局
長が申しましたように、中小企業対策
と農業に対するいろいろな施策との体
系がだいぶ違っております。基本的な
補助金、それからいまの技術導入資金
等は、これは全然別の体系になってお
ります。この中小企業の設備近代化資
金等に相当するものは、農業の近代化
資金がむしろ近いものでございます。
で、その場合、条件をいたしまして、
農協がつくります共同利用施設が農業
近代化資金の対象になるわけございま
すが、これは条件がたしか七分五厘
でございます。ただ、中小企業の近代
化資金は、無利子でございますけれど
も、融資率は必要な資金額の五割以
内、五割以下でございます。農業の場
合は八割以下、こうなっております。
それから償還期限は、中小企業の場合
は五年以内、農業の場合は、これはい
ろいろございまして、大体十年から十
五年ぐらいでございます。その間に、
まあいろんな比較のしかたはある
と思ひますけれども、どちらがはたし
て有利かということ、この制度だけ
を比較するのでなくて、いろいろな税
制上の措置もございしますから、必ず
しもどちらがいいかということはい
切れないんじゃないか、これは相当検
討を要することでございます。しばし
ば申し上げておりますが、そういった
いろいろな制度のバランスの問題がござ
いますので、これは、私どもとして
もよく今後研究させていただきたいと
思ひます。

○梶原茂嘉君 ちよっと関連して。農
業協同組合と中小企業協同組合と、金
融面の一つの関連性についての堀本さ
んの御質問であります。それにや
関連するんでありますが、農産物ある
いはその加工品を対象にして二つの組
織がある、その二つの組織にそれぞれ
の金融機関が特殊にある。そのほか一
般の普通の金融機関があることはもち
ろんであります。実際問題として、農
産物なりその加工品ですから、共通す
る面が多分にあるわけでございます。
それで、もちろん性格が違うんですか
ら、それを同じように考えるわけには
いきませんけれども、金融の組織機
関が違っているために、やや不合理な状
況が特に出てまいって、おると思いま
す。たとえてみますと、これに直接関
係しているわけですが、米の流通面
の金融があります。これは食糧特別会
計が中心でありますけれども、年間数
千億の資金というものが米の流通に関
連して要するわけなんです。ところで、
その米の流通の資金が集荷から消費者
までいって、それから回収されてくる
わけなんです。その一貫した流れの中
で、農協系統は集荷の面を担当して
いるわけなんです。集荷だけの資金はそ
こで食糧特別会計を通じて処理される。
集荷だけで物が動くわけではなくて、
最終消費の段階までそれがいって、そ
こで金が返ってくるわけなんです。で、
返ってくる面の流通面の金融というも
のは、これは自分たちは知らないとい
う、だれかめんどろを見ろというふう
な、いま仕組みなんです。これが一貫
した一つの金融体系になりますとい
うと、相当合理的にいくんじゃないかと

私は思う。朝の御質問にも関連するん
ですけれども、農林中金には相当の余
裕金があるが、なかなかいろいろ事情
がありまして、なかなか、系統の下
ほうには流れない。コールで相当巨額
の資金が外部に出る、なぜ農林中金の
そういう余裕金を米の流通に使えない
のか。君のほうは中小企業等協同組
合だから、これはだめなんだ、相手に
しないんだ、性格が違うんだ、本質論
からいえば、組織論からいえばそうだ
と思ひますけれども、米自体の流通と
いう面から見ますと、一貫的に考える
考え方のほうがむしろ自然なんです。
片方においては資金が余る、一体その
米の代金が相当余っているといひま
す。余裕ができた資金源なんです。そ
れをつくり上げていく、一つの流通面
をバックしていく金、これは自分たち
のたまったやつは、ほかへいくのだと
いうこともいひかたがであらうか、私は、何
も中金の金を米の流通に回しなさいと
いうことを主張するつもりはありませ
ん。金利その他の関係でなかなか簡単
な問題ではないこともわかっておりま
すし、したがって、そうあるべきだと
いう主張をするわけでは毛頭ない。し
かし、検討を要する、検討してしかる
べき問題であらう。これはひとつ米だ
けではない、蔬菜にいたしまして、も
ほかのいろいろの流通の革命とかい
っておられる、革新とかいっておられ
る。しかし、資金面については何ら考
慮が払われておらない。集荷の面に
ついては、やいやいと相当の金を出
しになる。それは一部分であって、そ
れから先はどうなるかということとは非
常に重要だと思ひます。それはどこ
か銀行とかほかでやるだろうというこ

とでは、ほんとうの流通の改善という
ようなことも、私はいい結果が期待で
きないのじゃないかという感じがす
る、そういう考え方をしているわけ
であります。ここで御答弁を求めるわけ
ではありませぬけれども、ひとつ御検
討をお願いしたいと思います。答弁は
要りません。

○堀本宜実君 いま両局長のお答え
で、私は完全に私の意思なり主張なり
が済んだというふうにはどうも、どう
欲目に考えても私は思ひません。それ
は、中小企業等協同組合法第八條第一
項第四号の規定によつても、農業協同
組合あるいは農業協同組合連合会は、
会員になることができて、その会員に
は、共同施設資金というものを貸そう
という制度が、一応道が、一方交通で
あるけれども開かれてい。それを運
用する定款というものの作成にあたつ
て、農業協同組合あるいは農業協同組
合連合会は、組合員の利益をはかる団
体であつて、組合自体が利益を求める
団体ではないということに基づいて私
は定款の中でシャット・アウトしてい
るというふうに理解している。そうい
うことは、昔の時代ならば考えられま
すが、いまのように、農業の形態が急
速に進歩していく、発展をしていく、
あるいは変化が起つてきて、そうし
て共同施設でなければならぬときに、
あるいは共同でいろいろな仕事をやら
う、協業化していこう、こういうこと
が指導の中核にあるということに疑
余地がないということなら、たとえ金
の大小があろうが、補助金の大小があ
らうが、そういうことがあるから、いま
の高度化資金とこの農業の資金とは違
うのですという言い方は当たらないと

思うのです。これは私は、もう重ねて言う必要はさらさらございませんが、とにかくよほどその点はお考えにならないと、農業の形態が変わってきているのだということであるならば、これはまさにとりもなおさず中小企業ですよ、企業の範疇に入らざるべきものなんです。しかし、従来からの歴史があつて、農業協同組合あるいは連合会の加工部門として設立されている場合が非常に多いということだけなんです。ですからこれは少なくとも共同施設という構造改善の立場からいっても、今後の自立農家の育成の立場からいっても、当然そういう形態が望ましいので、指導をしてまいっておるのでございますから、やはりそういう金が使へるようには行政指導をすべきである。これは行政的に通産省と農林省とがよく相談をして、最近における農業協同組合の加工の面は、こういう発展の経過をたどっているのだというところに理解を深めていくことがよいと思うのです。そうでなければ、私は全く同じ政府で育成のしかたや考え方の違つていふところ、非常に矛盾があるのではないかと、いふふうに考えざるを得ない。

そこで、私はお伺いをいたしますが、中小企業協同組合に加入することを、最後に問います、いろいろの段階があつて、そうしてお答えをいただく間にわかつてくることとすけれども、最後のところで煮詰まつたところで一つお伺いをしたいが、農林省は、私がいままで申し述べたこの趣旨に賛同をされて中小企業協同組合連合会に加入のできるように推進しようとお考えになるのか、それは種類が違ふんだ

と、同じジュースをつくり、同じブドウ糖をつくり工業化しておる、その中にあつても、それは事業の立場から初めて出てきた農業協同組合であるから、異質のものであつて、あくまでその中の無利子の共同化資金というものは使うことはできないんだというふうな、種類が違ふんだというふうにお考えになるのか。将来行政的処置を講じて、これを使えるようにすべきであるとお考えになるのか、そこをひとつ一

点まずお伺いしたい。

○高山恒雄君 閣下。私は資本金五千万円、三百人からの従業員を擁する蚕糸協同組合は入つていふと思つたので、その点ひとつ回答していただき。

これは問題だから。

○政府委員(昌谷孝君) 農林省所管産業という見地から問題をとらえますれば、いま高山先生がおっしゃいましたような食料品加工業、あるいは製糸業等は、もちろんこの資金の対象となつてこの資金を活用しております。私の承知しております限りでも、各府県にありまふ中小企業設備近代化資金の相当の大口の利用者は、いわゆる製糸業者の近代化に活用され、自動操縦機の相当部分はこの資金を活用して現に導入されております。したがつて、いわゆる農林省所管産業がこの事業からシャットアウトされていふかどうかという見地での問題としては、これはさうではございません。むしろ非常に積極的に使つております。ただ堀本先生が御指摘の問題は、農業協同組合がこの資金を中小企業者の一員として活用できるかどうか、あるいは直接活用ができないまでも、中小企業協同組合に団体加入をして、その団体加入者た

る農業協同組合が、この資金の活用ができるかどうかというこの御提議でございまして、その点にしばつて申し上げたいと思つたが、堀本先生のいまのお話は、先ほどの、私も行政に携わる者にとつても、あるいは農協の担当者にとつても、一種の盲点というふうな申し上げたわけでございます。何と申しますか、進歩的なと申しますか、進んだお考えなんだと思つた。で、農業協同組合も広い意味でいへば中小企業ではないかというふうな問題のとらえ方は、確かにさうでございますけれども、従来の関係者なり行政当局のものの考え方は、どちらかと申せば個々の農民と中小企業との関係のまゝ力関係の弱さを農業協同組合という一つの組織によつて、個々の中小企業からの買い手あるいは中小企業への物の売り手としての弱体な農家を組織化してそれと対抗のできる、あるいはそれと十分競争のできるだけの集団にして、経済力を高めていくというものが、農業協同組合運動の一つのねらいでもあります。そういう沿革的な問題のとらえ方からして、中小企業の同じことをやつておりながら、やはり使命視において何か一種違うものを持つておるように思ひ込んでおります。その点はやはり異なつた使命があるんだというところは、私先ほど申し上げましたように、将来にわたつても、おそらくさういふ問題はそれとおりなんだらうと思うのですが、しかし、問題を産業的能率という観点からとらえた場合に、やはり先生のおっしゃるような観点からの検討ということ、今後行政担当者あるいは農業協同組合自身の皆様方も、もう一回考え直してみ

る農業協同組合が、この資金の活用ができるかどうかというこの御提議でございまして、その点にしばつて申し上げたいと思つたが、堀本先生のいまのお話は、先ほどの、私も行政に携わる者にとつても、あるいは農協の担当者にとつても、一種の盲点というふうな申し上げたわけでございます。何と申しますか、進歩的なと申しますか、進んだお考えなんだと思つた。で、農業協同組合も広い意味でいへば中小企業ではないかというふうな問題のとらえ方は、確かにさうでございますけれども、従来の関係者なり行政当局のものの考え方は、どちらかと申せば個々の農民と中小企業との関係のまゝ力関係の弱さを農業協同組合という一つの組織によつて、個々の中小企業からの買い手あるいは中小企業への物の売り手としての弱体な農家を組織化してそれと対抗のできる、あるいはそれと十分競争のできるだけの集団にして、経済力を高めていくというものが、農業協同組合運動の一つのねらいでもあります。そういう沿革的な問題のとらえ方からして、中小企業の同じことをやつておりながら、やはり使命視において何か一種違うものを持つておるように思ひ込んでおります。その点はやはり異なつた使命があるんだというところは、私先ほど申し上げましたように、将来にわたつても、おそらくさういふ問題はそれとおりなんだらうと思うのですが、しかし、問題を産業的能率という観点からとらえた場合に、やはり先生のおっしゃるような観点からの検討ということ、今後行政担当者あるいは農業協同組合自身の皆様方も、もう一回考え直してみ

要は多分にあると思つた。ただ盲点を申し上げたほど、まださういった角度から問題を考えたことが、実は正直言つてございせんので、将来さういふふうな割り切つてものごとを進め得るものかどうか、その辺のところは私も十分の自信がございせん。確かに非常にすぐれたと申しますか、進歩的なものにとらえ方なんですけれども、農業協同組合なるものの将来のあり方とも関連して、関係の皆様の御意向等もさらにとつて伺ひ、さういふ方向としましての御意見がどの辺で得られるのか、十分検討させていただきますと思ひます。

○堀本宜実君 よくわかりました。どうかひとつ御検討をいただきまして、もう農業協同組合法という法律も昔できたのでだいぶ変わつてまいつております。これはもう日々新しくなつて、いわゆる開放経済に対処するための中小企業のあり方というものととらえて、この法律が改正されておるわけですから、そういう時代に、かたくなな従来の考え方だけでいくわけにはまいりません。農業者も従来の農業の形態とは違つてきて、さうして第一次製品とまでいかにないにしても、それをいかに半製品にするか、完成品にして出すかというところが問題になつておる時期でございまして、十分に御検討をいただいて、さうして行政的な立場で私は共通の歩みができるように指導すべきものではないか、こう考えております。

そこで、もう一点最後にお尋ねをいたしますが、農業の近代化、合理化を進め、さうしてそれがためには自立農家の育成をはかり、さうして協業の助長

をするという大前提に立つておいでになる。ところが、一方では、設備資金の近代化をはかるために、たとえば二分の一の資金量にいたしましても無利子で貸そうというのでございまして。ところが、これは松岡経済局長にこれからはお尋ねいたしますが、どうも私は無利子に匹敵するいわゆる農林金融の場合を考えてみますと、共同利用施設というものが一番高い七分五厘になつて、これはおそろしく私は間違ひに違ひない、こんなはずはないと思つて、いふん調べてみたんですが、私の目ではどうも七分五厘のランクの中にあるように思へる。さうすると、どうしてその行くべき道の大悲願の光明が共同施設あり、共同化あり、つまり近代化であるのにもかかわらず、一番高いとすべきところに到達するの、一番高い金利で貸そうというお考えが私にはわかりません。いかにうまくお話しになりましたけれども、現実の問題が今度はどうもしり抜けのやうな気がして、いままでの理屈は合つておつても、金利のところでは合つておつても、それがあつて、さうして思ふところではありますが、これは一体どういふわけでございますか。

○政府委員(松岡寛君) 理屈や経緯等はあまり申し上げるとおしかりを受けるかと思ひますが、どうも今回農林漁業金融公庫の金利体系を簡素化したという点に、これは農業関係の共同利用施設は少ないのでございまして、私どもとしては七分五厘というところに据え置いたのでございまして、で、共同利用施設でなく個人施設、個人がやる施設につきましては、六分五厘、これは農業近代化資金の場合でも同じようになつておるわけではござい

ます。と、同じジュースをつくり、同じブドウ糖をつくり工業化しておる、その中にあつても、それは事業の立場から初めて出てきた農業協同組合であるから、異質のものであつて、あくまでその中の無利子の共同化資金というものは使うことはできないんだというふうな、種類が違ふんだというふうにお考えになるのか。将来行政的処置を講じて、これを使えるようにすべきであるとお考えになるのか、そこをひとつ一

す。全体の金利のバランスというものをいうふうなきめたと、こう申し上げたほうが率直だと思ひますが、それからさらに公共的な施設について、五分とか、もっとそれより何といひますが、個人が借りて非常に長期を要する、そういうものは三分五厘、こういうふうなそれぞれ一応の理屈を持ちながらつけていったわけでございます。これは従来の経緯もございまして、七厘五厘にしたかと申しますと、いまの個人施設との関係もございまして、負担力の関係、それからまあ農協はやはり何といつても組合員から金を集めて、自己資金を相当持ち得るというふうな面も、これは中小企業協同組合とはよほど違つて私は考えますが、まあそういう面もございまして七分五厘にいたしましたわけでございます。しかし、金融制度としましては、先ほど堀原委員からも御指摘がありましたけれども、また農政局長もなかなかうまいこと説明しておりましたが、関連産業の振興なり近代化ということ、農業に対する構造改善なり近代化と同様に進めなければならぬ。これを進めなければ、ほんとうの農業の繁栄もないわけでございますから、これは同じようにやらなければならぬということ、実は本年度予算におきまして、関連産業に対する新しい融資制度を創設することを実は考えかけたのでございまして。しかし、ちょっと時間が足りなかつた、率直に言ひますと時間が足りなかつたわけでございます。これは検討問題として実は懸案にいたしております。で、今回金融制度を再検討いたします際には、先ほど堀原委員から御

指摘がありましたように、農林中金の制度、これは関連産業と農業との一つの結核点でございます。その制度などもあわせまして、それからいよいよその融資制度等もあわせて再検討いたしたい、こう考えておる次第でございます。○堀本宜実君 私是非常に暴論を申し上げて恐縮なんです、農業者といふものが金を借りて施設につぎ込み、それに引き合うような勘定が何かあるのか。七分五厘で払わぬ気だ借りるんならいいけれども、払わなければならぬというのだから、どうして払うかということになる、私は七分五厘というふうな金で、そうして日常生活をしなから元利金を払つていくということは非常に困難だと思ふ。これは農家の実際の成長率、伸び率から考えても、私は非常に困難があると思ふ。そこで、個人といふものには比較的手厚い金利がございまして、たとえば土地造成にいたしましてもあるものでありますが、共同施設へ向かわしめようということ、いろいろの施策の集中的なねらいであるといふことなら、私は共同施設、たとえば一つの例をとりますと、かんきつあるいはその他のくだものでも、カリフォルニアの一アールの耕作労働時間は平均九時間だ、この間統計を見ましたらありました。日本におきましては果樹園の平均の労働投下時間は、その五十倍だといわれる。これは機械化ができ、共同施設があるからであります。ですから、そういうことをするために、たとえば共同果樹場をつくる。そして五百人も六百人も一日かかって共同選果をしているのを、オートメーション化してわずかな人手

で共同出荷ができるようにしていくというのが共同施設のいわゆる近代化、農業近代化のゆえんなのであります。そういうことから言うなら、むしろ共同施設に対して金利が安くあるべきじゃないかと私は思ふ。それはいま局長がお話しになりましたが、どうもいふん苦しい御説明で、これはききょうあなたと私のやりとりだから済みませうけれども、私は何か機械で判定するものがあつて、どちらが正しいか近代的施設であるかといふことをもし機械に問うことができるならば、私はこれだけ、これは私の主張のほうが大かた正しいという自信は持つておるものであります。しかし、将来直す意思があるとおっしゃるから、これはあれですが、これはお直しにならぬと、さっきお述べになりましたような理論とことではまるきり違つた形のもの、制定されようとしておると私は思ふ。これはたいへんなミス、ミスじゃない、何かあるんでしようが、とにかく表面的に言えば私はミスだとういうふうな思ふのであります。まあ、そういうことで、これについてももう少し述べたいが、皆さんお帰りになる時間がある、われわれはしまいのほうでなければ発言が許されませんので、まことにさききにたえませんが、もう一つ、これは一言でいいからお答えをいたしたいと思ひますが、特別会計といふのがありますね。開拓者資金通なんといふのがある。特に開拓者なんといふ、あの開拓者融資の特別会計の資金ですね、特別資金、それについては今度金利を下げなかつたという、私の勉強が不足なんでしょう

が、少なくとも公庫の金利をこれだけお下げになるんなら、その方面の金利もお下げになったんだと思ふが、今度のくらくらお下げになったのか、それをひとつお示し願ひたい。○政府委員(松岡亮君) 前段の御意見、非常にごもっともでございますけれども、私も流通加工面に対する対策といふことで、金融対策の持ちます重要性といふことをつくづく感じております。で、これは同時に組織論の問題もございまして、いわゆる総合農協、専門農協、それからものによつては公社組織にするとか、そういったいろいろな改善論があると思ふのです。構造改善を進めるにあたつても、流通面あるいは加工面の近代化を進めて、農業構造改善を同時に進めるといふやり方もないではないと思ふのであります。そういう考え方も成り立ち得るのであります。確かに御指摘の点については今後十分に検討させていただきますと思ひます。

それから第二点の開拓者資金の問題、これは農地局の問題でございますけれども、今回は改正を確かに御指摘のように行なつておりません。で、昨年行なわれたわけでございますが、これは開拓者の負債の処理の問題もございまして、それらも含めまして、なお検討したいといふことにいたしておきます。○仲原善一君 ただいまの問題に関連して最後に申し上げたいと思ひますが、御答弁は要りません、ただ希望だけを申し上げておきます。今回の、ただいま議題になっております二つの金融関係のことですが、非常に御努力になつて、貸し付け条件が非常に緩和

してけつこうだと考えておりますが、先ほどからお話を聞いておりますと、バランスの問題、金利の問題等いろいろ問題になつていふようでありまして、これも非常にわれわれ関心の的でございます。一番最後に堀本委員から申されました二つの法律に關係のない金融が農林省でお世話になつていふものがあります。具体的に申し上げますと、ただいまお話しになりました開拓者資金通の特別会計によるものもございまして、これでも毎年、去年は三十億ですか、今年の予算では三十五億程度、相当膨大な金が融資されますが、この二つの開拓者資金通法に基づいて融通金利といふのは、ただいま問題になつて二つの改正法案のできる以前に開拓者の特殊性から見て、非常に安い有利な金融制度であつたのであります。一方のほうは、こういうふう

にだんだん改良されてくると、何だか取り残されるという気がだんだん出てきますので、ある意味において農業政策のバランスの上に立たねばならぬと思ひますが、これは先ほどお話しのとおり、予算編成のときに早々の間で十分手を尽くしておいでにならぬと思ひます。それから昨年の改正で一応金利は四分程度になりましたけれども、これも比較検討いたしますと、この二法案に比べてまだ不利だといふことが新事態として起こつておりますので、これは将来機会を見て、ほかの金融制度とバランスのとれる金利体系にお願いしたい。これは希望だけを申し上げておきます。

○委員長(青田源太郎君) 本日はこれをもって散会いたします。午後五時十九分散会

第七八 農林水産委員会會議録第二十三号 昭和三十九年四月九日【参議院】

二七

昭和三十九年四月二十一日印刷

昭和三十九年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局